島根県がん対策推進計画

[平成25~29年度]

はじめに

がんは、我が国において昭和 56 年から死亡原因の第 1 位であり、現在では年間約 35 万人が亡くなり、生涯のうちに約 2 人に 1 人ががんにかかると推計されています。

島根県においても、急速な高齢化の進展に伴い、がんによる死亡者は年々増加しており、昭和59年から死亡原因の第1位となっています。ここ数年は、毎年2千5百人前後の方ががんで亡くなっており、県民の健康を守る上においてがん対策の総合的な推進は重要な課題となっています。

このような状況の中、島根県では平成 18 年 9 月に県議会議員全員の提案により全国初の「島根県がん対策推進条例」が制定されました。さらに、より一層がん対策を充実強化していくため、平成 20 年 3 月に「島根県がん対策推進計画」を策定し、「がん予防の推進」、「がん医療水準の向上」、「患者支援」の 3 つを柱とした総合的ながん対策に取り組んできました。

この度国においては、新たな「がん対策推進基本計画」が策定され、平成24年度から5年間のがん対策の基本的な方向や目標が示されたところです。島根県においても、「小児がんをはじめとする希少がん対策」、「がん患者の就労を含めた社会的な問題」、「がん教育」など、新たに明らかとなった課題に対応するため、従来の計画を見直し、新たな「島根県がん対策推進計画」を策定しました。

また、がんによる死亡者を減少させるためには、がんの発生を抑えることが重要であることから、今回の見直しに際しては、「食生活や運動習慣等の生活習慣の改善」、「たばこ対策」、「感染に起因するがんへの対策」など、がんの 1 次予防に関する取組を充実させることとしました。

今後、この計画の推進に当たっては、県や市町村はもとより、医療機関、検診機関、企業及び関係団体等が連携・協力し、県民の皆様と一緒になって総合的かつ効果的ながん対策に積極的に取り組んで参ります。

終わりに、計画の策定に御尽力いただいた島根県がん対策推進協議会委員の皆様をはじめ、関係の皆様、貴重な御意見をいただいた県民の皆様に深く感謝申し上げます。

平成 25 年 3 月

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨及び計画期間
1. 計画策定の趣旨 2. 計画期間
第2章 がんを取り巻く現状2
 がんの罹患、死亡等の状況 がん医療提供体制の状況 がん検診の状況 島根県がん対策推進計画(H20~24年度計画)の達成状況
第3章 全体目標及び重点的に取り組むべき施策 17
1. 全体目標 2. 重点的に取り組むべき施策
第4章 各分野別の施策及び目標 22
 がんの1次予防(発生リスクの低減) がんの2次予防(早期発見・早期受診) がん医療の充実 緩和ケアの推進 患者・家族等への支援 がん登録の推進・活用 がんに関する普及啓発・情報提供の推進 がんに関する教育・研究の推進
第5章 計画の推進に係る各機関等の役割 74
第6章 計画の推進及び評価 84
1. 計画の推進 2. 計画の評価
第7章 施策の行動計画 85
資料編 93

第1章 計画策定の趣旨及び計画期間

1. 計画策定の趣旨

島根県では、平成20年3月に「島根県がん対策推進計画」を策定し、「がんによる死亡率の低減」、「がん検診受診者数の増加」、「がんの薬物療法・放射線療法に精通した医師の確保」の3つを重点目標に掲げて総合的ながん対策を推進してきました。

計画の実施にあたっては、県民、患者・家族、医療、企業、教育、メディア、議会、行政など、多くの関係者が一体となって取組を進めてきました。

その結果、がんの死亡率については、年によって変動はあるものの、男女とも減少傾向にあるなど、一定の成果が上がっています。

しかしながら、子宮がんや乳がんについては死亡率の低減が進んでいないこと、たばこをはじめとする生活習慣病予防対策や感染に起因するがんへの対策などが十分といえない 状況などがあります。

また、小児がんをはじめとする希少がん対策、チーム医療、がん患者等の就労を含めた 社会的な問題への対応、がん教育などの課題も明らかになっています。

このような状況を踏まえ、関係者が一体となって、これまでのがん対策を引き続き推進するとともに、新たな課題に対する取組を進め、すべての県民及びがん患者の立場に立った総合的ながん対策をさらに展開していくために、「島根県がん対策推進計画」を改定することとしました。

なお、本計画は、がん対策基本法第 11 条に基づく計画であり、がん対策基本法及びが ん対策推進基本計画を基本として策定するとともに、島根県がん対策推進条例の趣旨に 沿って策定します。また、本計画を策定するにあたっては、「島根県保健医療計画」、「島 根県健康増進計画(健康長寿しまね推進計画)」、「島根県肝炎対策基本指針」、「島根県老 人福祉計画」、「島根県介護保険事業支援計画」との整合性を図ります。

2. 計画期間

本計画の策定期間は、平成 25 年度(2013 年度)から平成 29 年度(2017 年度)までの 5 年間とします。

計画は、計画期間の中間年である平成 27 年度(2015 年度)に中間評価を行うことと します。

なお、医療情勢の変化や中間評価の結果等により、計画期間内であっても必要に応じて 見直します。

第2章 がんを取り巻く現状

1. がんの罹患、死亡等の状況

(1) がんによる死亡者数の状況

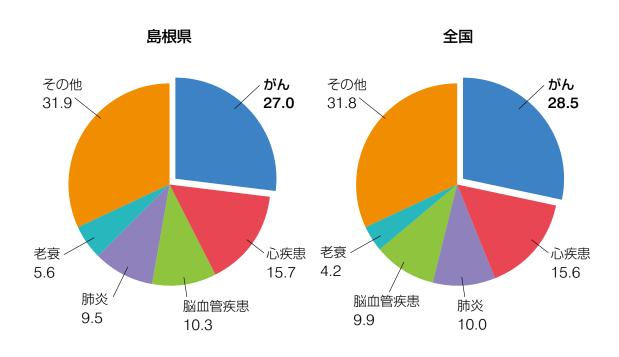
平成 23 年のがんによる死亡者数は、島根県においては 2,543 人と、全死亡者数の 27.0% (全国は 357,305 人、28.5%) を占めており、死亡原因の 1 位です。

がんによる死亡者数の状況(平成23年)

区分		島根県		全 国			
	総数	男	女	総数	男	女	
総死亡者数(人)	9,412	4,790	4,622	1,253,066	656,540	596,526	
がんによる死亡者数(人)	2,543	1,530	1,013	357,305	213,190	144,115	
がんによる死亡者数の割合(%)	27.0	31.9	21.9	28.5	32.5	24.2	

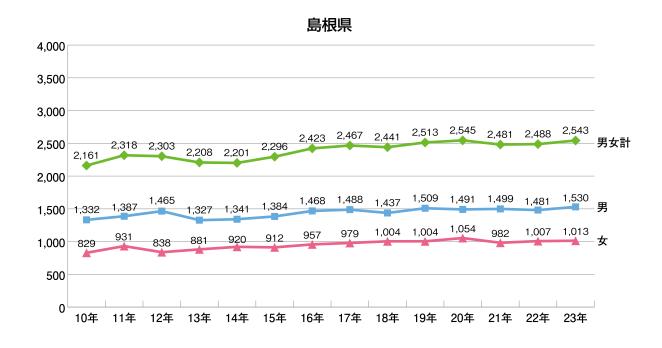
出典:厚生労働省「人口動態統計調査」

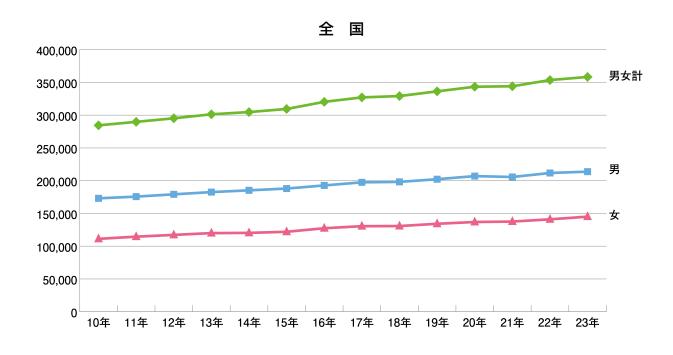
死亡原因(平成23年)



(2) がんによる死亡者数の推移(平成 10~23年)

島根県におけるがん死亡者数は、近年 2,500 人前後で推移しており、横ばいの状態ですが、全国は年々増加傾向にあります。

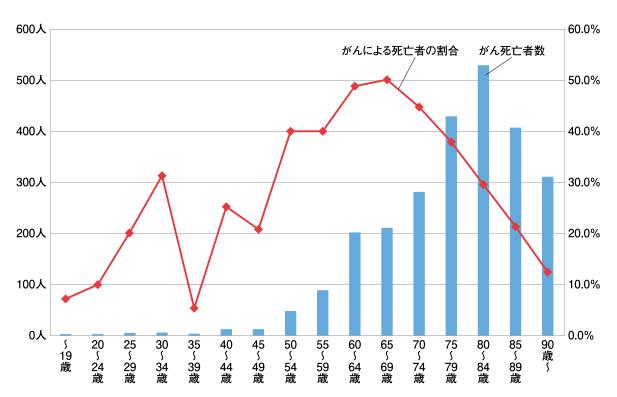




(3) がんの年齢階級別死亡者の状況

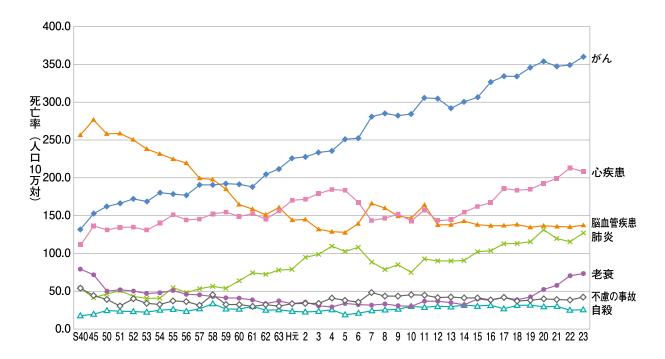
がんによる死亡者の状況を年齢階級別にみると、がんの死亡率は30歳代から増え始め、60歳から74歳までの年齢階級では、およそ2人に1人が、がんで亡くなっています。また、年齢が高くなるほど発症のリスクが高まるため、60歳以上の年齢階級で、がんによる死亡者数が多くなっています。

年齢階級別のがん死亡者数及び死亡者の割合(平成23年 島根県)



(4) 主要死因の死亡率の推移

がんによる死亡率は増加傾向にあり、島根県では昭和59年から死亡原因の第1位となっています。



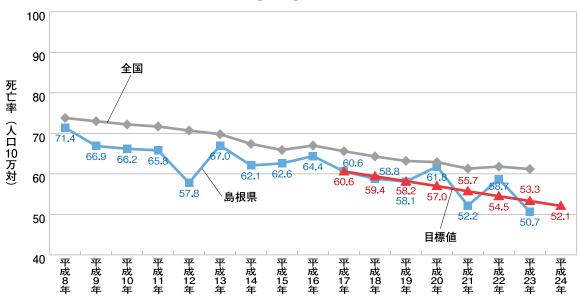
(5) 年齢調整死亡率の推移

がんの年齢調整死亡率(75歳未満)については、全国、島根県ともに減少傾向にあります。 全国と比較すると、男性はほぼ同程度、女性は全国より低い水準で推移しています。

がんの年齢調整死亡率(75 歳未満)の年次推移 【男性】



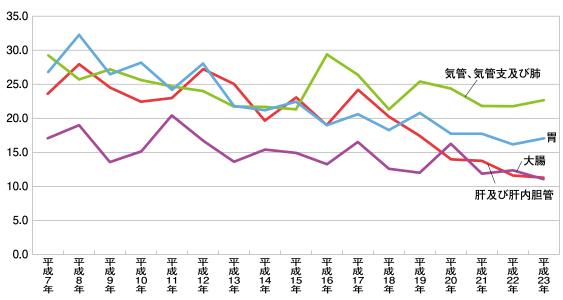
がんの年齢調整死亡率(75 歳未満)の年次推移 【女性】



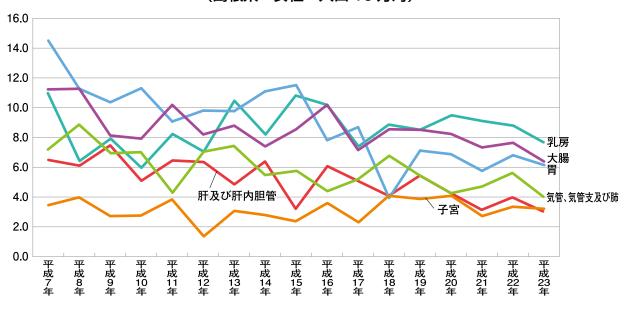
(6) 部位別年齢調整死亡率の推移(島根県)

2011年(平成23年)の島根県における部位別の年齢調整死亡率(75歳未満)をみると、男性では肺がん、女性では乳がんが最も高くなっています。

部位別 75 歳未満年齢調査死亡率の推移 (島根県 男性 人口 10 万対)



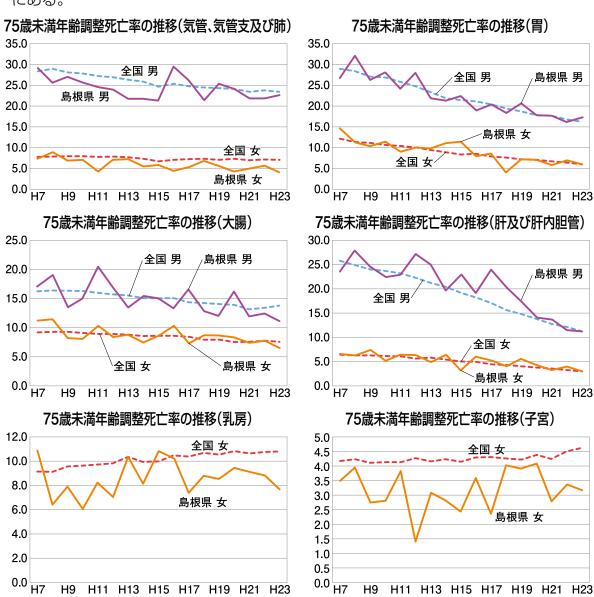
部位別 75 歳未満年齢調査死亡率の推移 (島根県 女性 人口 10 万対)



(7) 部位別年齢調整死亡率の推移(全国との比較)

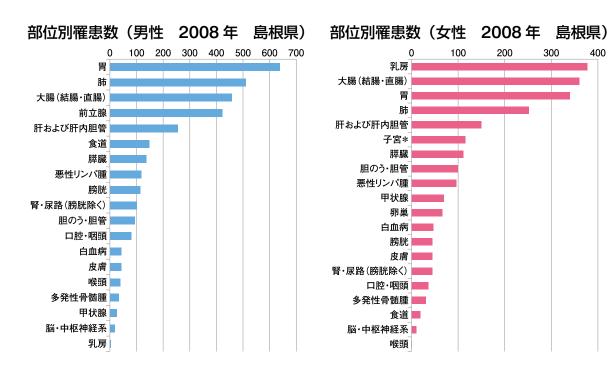
部位別の年齢調整死亡率(75歳未満)の推移を全国と比較すると、概ね以下のような傾向がみられます。

- ・肺がんは、近年やや減少傾向に転じており、男女とも全国より低く推移している。
- ・胃がんは、全国と同様、男女とも大きく減少してきている。
- ・大腸がんは、全国と同様、近年やや減少傾向に転じている。
- ・肝がんは、男性で全国よりもやや高い傾向にはあるものの、全国と同様に減少傾向にある。
- ・乳がん、子宮がんともに全国よりも低い傾向にあるが、乳がんは全国と同様に増加傾向 にある。



(8) がん登録データからみた状況

島根県がん登録に届けられた 2008 年の罹患数は、男性が 3,377 件、女性が 2,395 件 であり、男性では胃がん、女性では乳がんが最も多くなっています。男性では上位3部位 (胃、肺、大腸)で全体の48%、女性では同じく上位3部位(乳、大腸、胃)で45%を 占めています。



*子宮は子宮頸部、子宮体部及び部位不明の子宮

	男性	女性	 合計
	639	340	979
大腸(結腸・直腸)	458	360	818
(結腸)	288	254	542
(直腸)	170	106	276
肺	510	252	762
前立腺	422	202	422
肝および肝内胆管	255	150	405
乳房	3	377	380
膵臓	137	111	248
悪性リンパ腫	119	96	215
思のう・胆管	93	99	192
食道	148	19	167
膀胱	115	45	160
腎・尿路(膀胱除く)	102	44	146
口腔・咽頭	80	36	116
二 <u>元</u> 名或 子宫*	00	115	115
(子宮体部)		56	56
(子宮頸部)		53	53
甲状腺	27	69	96
白血病	43	47	90
皮膚	43	45	88
卵巣	40	66	66
多発性骨髄腫	33	31	64
喉頭	39	1	40
脳·中枢神経系	18	10	28

*: 部位不明を含む

出典:島根県がん登録報告書 2008年診断 地域がん登録標準報告書篇

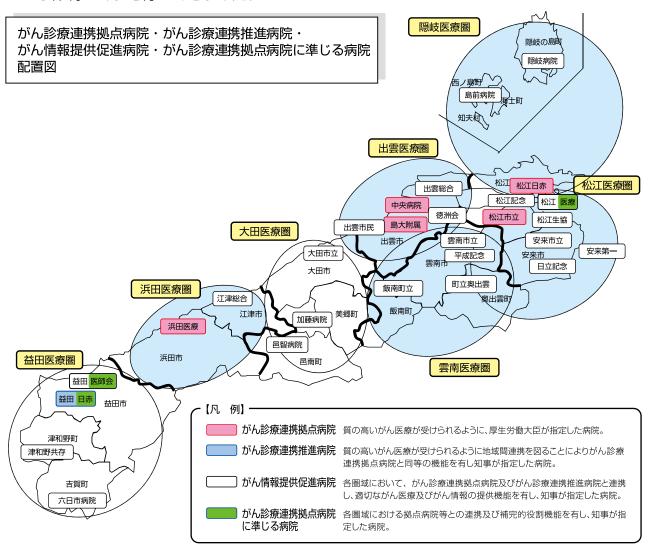
300

400

2. がん医療提供体制の状況

がん医療の均てん化(どこにいても質の高いがん医療の提供される体制整備)を目指して国が指定する「がん診療連携拠点病院」(以下「拠点病院」という。)は、県内に5病院整備されています。2次医療圏域別に見ると、松江圏域に2病院、出雲圏域に2病院、浜田圏域に1病院整備されており、これらの病院が、他の2次医療圏域のがん医療にも対応しながら、がん医療の中核的役割を担っています。

また、島根県として、がん医療水準のより一層の推進を図るとともに、拠点病院のがん 医療の補完的な役割を担うことを期待して「島根県がん診療連携推進病院」(以下「推進 病院」という。)を 1 病院、「がん診療連携拠点病院に準じる病院」(以下「準じる病院」 という。)を 3 病院(うち 1 病院は推進病院と重複指定)、「がん情報提供促進病院」(以下「情 報提供病院」という。)を 22 病院指定し、県民が安心してがん医療を受けることのでき る体制づくりを行ってきました。



3. がん検診の状況

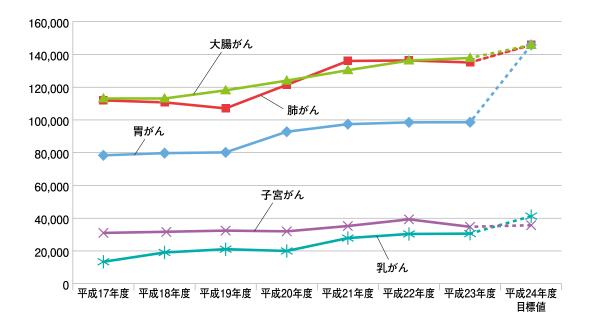
がん検診の受診者数は、いずれのがん検診においても増加傾向にあります。これは、がん検診の実施主体である市町村をはじめ、ボランティアや患者団体等との連携協力による普及啓発活動等の成果であると考えられますが、平成 24 年度の目標値には達していません。

がん検診受診者数の推移

(単位:人)

	H17年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度 目標値
胃がん	78,402	79,736	80,199	92,800	97,422	98,534	98,595	145,800
肺がん	111,951	110,729	107,055	121,427	136,026	136,330	135,108	145,800
大腸がん	113,097	113,102	118,080	124,012	130,383	136,245	137,843	145,800
子宮がん	31,017	31,688	32,428	31,971	35,229	39,294	34,753	35,700
乳がん	13,385	19,064	21,079	19,994	27,866	30,365	30,585	41,250

島根県独自調査(市町村実施分+検診実施機関分+県内病院人間ドック実施分)



4. 島根県がん対策推進計画(H20 ~ 24 年度計画)の達成状況

(1) 分野別施策の達成状況

【◎達成 ○概ね達成 ×未達成】

分野	施策の方向性		達成状況
	食生活改善、たばこ対策等の取組を「島根県保健医療計画」及び「島根県たばこ対策指針」に基づき推進する。	0	・計画や指針に基づき、県及び圏域の健康長寿しま ね推進会議(食部会、たばこ部会等)の構成団体 が連携協力して、街頭キャンペーンや出前講座、 喫煙状況調査、食生活改善活動、ホームページや 広報誌等による情報提供等を実施した。
	検診受診者を増加させるために、実施主体である市町村や検診実施機関はもとより、対がん協会や患者団体・住民団体と意見交換を行い、効果的・効率的・独創的な検診実施体制を構築する。	0	・市町村、検診機関、患者団体、企業、マスコミ、 県等が連携協力して、イベント会場への検診車配 車、各種検診を一度に受けられるセット検診、市 町村と事業所との協働によるがん検診実施、検診 対象者への個別通知や啓発等を実施した。
がん予防の推進	特に死亡者が増加傾向にある大腸がん、乳がん、子宮がんの検診について、検診受診者を増やす取組を重点的に実施する。	0	 ・がん検診啓発サポーターや乳がん患者団体、大学生、企業、マスコミ、保健所、県等が連携して出前講座やイベント会場等での普及啓発や新聞等による広報等を実施した。 ・市町村においては大腸がん、乳がん、子宮がんの対象者のうち一定の年齢に達した人へのがん検診無料クーポン券を交付して受診者拡大を図っているが、クーポン券利用率は必ずしも十分ではなかった。
	がんの中でも自ら見つけることのできる乳がんにつ いては、自己検診法の普及に努める。	0	・乳がんの自己検診の普及拡大を図るために、乳が ん自己検診指導者養成講座を開催して自己検診指 導者の養成を行った。
	がん検診の実施方法、事業評価について、生活習慣 病検診管理指導協議会や各保健所における圏域検討 会で検討する。	0	・生活習慣病検診管理指導協議会を開催し、検診実施にかかる指針や手引きの作成を行った。保健所においては圏域検討会を開催し、検診の事業評価を行った。
がん	国立がんセンター等で開催される医師及び医師以外のがん専門スタッフ(看護師、薬剤師、診療放射線技師等)を対象とした研修について、各医療機関に情報提供を行い、派遣を働きかけるとともに、派遣支援の取組を進める。	0	・各がん診療連携拠点病院、がん診療連携推進病院、がん情報提供促進病院に対し、研修会開催の周知、情報提供を実施した。 ・各種学会等で開催される研修会等への参加経費の助成制度を創設した。
の診断・治療	医師以外のがん専門スタッフの研修が県内で実施できるよう、研修プログラムや研修体制を検討します。	0	・がん看護の専門的な知識・技術を習得するための研修プログラムを作成し、研修会を実施した。 ・今後、研修会修了者のフォローアップ体制を整備し、研修で得た知識等が十分に活用されているか検証する必要がある。
水準の向上	症例の少ないがんの診断・治療やがんの放射線療法について、質の高い診療を確保するため、がん診療連携拠点病院間での機能分担・役割分担について、がん診療ネットワーク協議会等において検討を進める。	×	・がん診療ネットワーク協議会内に、「地域連携部会」設置し、地域連携クリティカルパスの活用方法等について検討を行った。 ・各病院間及び病診連携の体制構築には至らなかった。
	上記検討結果を受けて、国等の補助金の活用などに より必要な医療機器の整備促進を図る。	0	・がん対策募金を活用し、各がん診療連携拠点病院 にがん関連医療機器を整備した。

分野	施策の方向性		達成状況
	島根県緩和ケア総合委員会において、緩和ケアの現 状と課題を整理し、今後の方向性を検討するととも に、緩和ケアの取組状況についての評価を行う。	0	・島根県緩和ケア総合推進委員会において、今後の 緩和ケアの方向性等について検討を実施した。 ・介護・福祉施設、保険薬局、患者団体などの関係 機関との連携体制の構築には至らなかった。
	医師・薬剤師を対象とした緩和ケア研修プログラム の作成及びプログラムに沿ったモデル研修の実施に ついて検討する。	0	・国のプログラムに基づき各拠点病院等で実施される「緩和ケア研修会」に、薬剤師等医師以外の医療従事者の参加を可能とした。 ・診療所等の医療従事者の参加を促す取組が必ずしも十分ではなかった。
	看護師を対象とした緩和ケア研修事業を実施する。	0	・緩和ケアアドバイザー養成研修事業を実施し、平成23年度未現在で281名が修了した。
緩和	緩和ケアに対する住民の理解を深めるため、各保健 所において緩和ケアの普及啓発を図るための講演 会・座談会等を開催する。	0	・各保健所において、圏域内の市町村、医療機関、 患者団体等と連携し、緩和ケアの普及啓発のため の講演会等を実施した。
緩和ケアの推進	在宅における緩和ケアを推進するため、各保健所単位で設置している「緩和ケアネットワーク会議」における意見交換、医療保険福祉資源マップの作成、事例検討の実施等を通じて、関係機関間の連携体制を構築する。	0	・各保健所単位で、圏域内の市町村、医療機関、患者団体等で組織する「緩和ケアネットワーク会議」を設置した。 ・緩和ケアの情報をまとめた情報ファイルを作成した。 ・関係機関間での情報共有等が必ずしも十分に図れなかった。
	入院から在宅まで切れ目のない緩和ケアを提供するため、病院とかかりつけ医、訪問看護ステーション、保険薬局の連携体制構築のためのモデル事業の実施について検討する。	0	・がん患者が在宅療養を行う上で、どのような環境やケアが必要であるかを把握するため、「在宅療養移行支援モデル事業」を実施した。 ・モデル事業の実績を踏まえた検証が必ずしも十分ではなかった。
	レスパイトケアの充実を図るための方策について、 島根県緩和ケア総合推進委員会や緩和ケアネット ワーク推進会議で検討する。	×	・島根県緩和ケア総合推進委員会及び緩和ケアネットワーク推進会議は開催したものの、レスパイトケアの充実を図るための方策については、具体的な検討には至らなかった。
患者	県ホームページ「しまねのがん対策」のリニューアルを進めるとともに、『がん患者団体・支援団体の情報』コーナーを患者団体や「がんサロン」の情報交換・活動交流の拠点として位置づけ、充実強化を図る。	0	 ・平成21年度にホームページをリニューアルした。 ・がんサロンが発行する「サロンだより」等をホームページに掲載することにより、サロン間の情報交換の場としての活用を図った。 ・「しまねのがん対策」は、アクセスしやすいように、島根県ホームページのトップページに掲載した。
1・家族等への支援	がん患者団体やがんサロン間の情報交換、活動交流 を支援することにより、患者団体等のネットワーク づくりを支援する。	0	・意見交換会を開催し、団体間の情報交換や、活動 交流を実施した。今後、ネットワークづくりが進 むよう更なる取組が必要である。
への支援	がん患者・家族・遺族等の相談を行っている患者団体の役員やお世話役の方々を対象とした研修会を開催することにより、患者団体等の活動を支援する。	0	・患者団体等の活動の参考にしてもらうため、ピア サポーターの基礎的な研修や保険医療制度などを テーマとした研修会を開催した。
	がん患者・家族・遺族等と県及びがん診療連携拠点 病院との意見交換会を開催する。	0	・患者団体等と県との意見交換会や、拠点病院長等との意見交換会を開催した。
	がん相談支援センター相談員を対象とした研修会を 開催するとともに、相談員と患者団体等との意見交 換を開催することなどにより、相談員資質向上を支 援する。	0	・がん相談員等研修会を実施した。 ・患者等意見交換会に、病院のMSWも参加し意見 交換を行った。

/\pz	松然不士力业		14.44.
分野	施策の方向性		達成状況
	県内の医療機関に対し、標準登録項目による院内が ん登録の実施を働きかけ、院内がん登録が実施可能 な医療機関に対しては、「がん診療ネットワーク協 議会」への参加を促すことにより、院内がん登録実 施医療機関の増加を目指す。	0	・院内がん登録実施医療機関については、平成24年度に、目標であった12か所となった。
がん	標準登録項目による院内がん登録の結果を全県で集計・分析し、その結果をホームページ等を通じて、広く県民に公表する。	0	・2005年から2008年のデータについて、「島根県 がん登録集計」として公表した。
ん登録の推進	院内がん登録された方の追跡調査を実施し、生存率 等を分析する。	0	・追跡調査については、一部の院内がん登録実施医療機関が実施した。
	県内全ての医療機関においてがんと診断された患者 を登録する「地域がん登録」の実施に向けて関係機 関との協議を開始する。	0	・平成22年度から、「地域がん登録」事業を開始。28病院が登録事業に参加した。
	がん登録の実施にあたっては、個人情報保護に十分留意する。	0	・秘密保持のため、「島根県地域がん登録情報管理 要領」を定め、それに基づく適切な個人情報管理 を行った。
	県ホームページ「しまねのがん対策」をリニューアルし、がんの予防、がん検診、がん医療機能、患者支援など、がんに関する情報が一元的に閲覧することができるよう整理・拡充する。	0	・平成21年度にホームページをリニューアルした。・「しまねのがん対策」は、アクセスしやすいように、島根県ホームページのトップページに掲載した。
情報提	県ホームページ「しまねのがん対策」内に「しまねのがん医療機能」コーナーを開設し、「医療機能情報提供制度」で提供する医療機能のうち、がんに関する医療機能を再構成して情報提供する。	×	・がんに関する医療機能の情報提供にあたっては、 情報提供後の更新が重要であるが、更新体制や情 報収集方法等で検討すべき課題が多く、情報提供 には至らなかった。
情報提供の推進	薬物療法に関する治療レジメンの有無など、各医療機関が実施している治療内容について、県ホームページ等を通じて公表する方向で検討する。	×	・患者・家族のニーズに基づく公表内容の検討、情報提供を実現するための各医療機関との調整等、整理すべき点が多く、公表に至らなかった。
	患者団体やがんサロンに対して、がんに関する情報 提供を積極的に行うとともに、患者団体やがんサロンの活動状況を把握し、県ホームページに掲載する。	0	・県ホームページ「しまねのがん対策」に、各種が んに関する情報を掲載するとともに、がんサロン が発行する「サロンだより」も掲載した。
	がん診療連携拠点病院など医療機関が行っている研修会や市民公開講座などの取組についても、随時県ホームページに掲載する。	0	・県ホームページ「しまねのがん対策」のイベントカレンダーや新着情報に、研修会や公開講座等を随時掲載し、情報提供した。

分野	施策の方向性	達成状況		
が	島根大学における「がんプロフェッショナル養成プラン」における取組と連携を図り、県内のがん専門医やがん専門スタッフに対する研修等が体系的に行われるよう関係機関等との調整を図る。	0	・島根大学における「がんプロフェッショナル養成 プラン」の取組により、県内の拠点病院間でTV 会議システムを活用した研修が実施された。	
んに関する教育・研究の推進	島根県立大学短期大学部看護学科で取り組まれている「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」における取組と連携を図りながら、がん患者団体等のネットワーク構築を支援する。	0	・「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」(以下「現代 GP」という)では、地域の存在する自主グループを活用した地域基盤型看護教育の取組が実施され、自主グループのひとつであるがんサロンでの授業や当事者との交流が行われた。 ・県が実施するがんサロン等の代表者との意見交換会やサロン訪問等を現代GPと連携して取り組んだ。	
	抗がん剤などの臨床試験が、県内の医療機関において実施できるようになるためには、どのような体制を構築すればよいか検討を行う。	×	・臨床試験の実態把握や病院間の調整など、実施に向けた課題が多く、具体的な検討には至らなかった。	

(2) 数値目標の達成状況

分野	指 標	計画策定時 (H19 年度)	中間評価時 (H22 年度)	現状	目標値 (H24 年度)
がんろ	予防の推進				
	喫煙率(全年齢:男)	40.1%	30.7%	_	30.1%
	喫煙率(20~39歳:男)	62.1%	46.0%	_	48.3%
	喫煙率(20~39歳:女)	10.5%	11.3%	_	8.8%
	胃がん検診受診者数	78,402 人	97,422 人	98,595人	145,800人
	肺がん検診受診者数	111,951 人	136,026 人	135,108人	145,800人
	大腸がん検診受診者数	113,097人	130,282 人	137,843 人	145,800人
	子宮がん検診受診者数	31,017人	35,229 人	34,753 人	35,700人
	乳がん検診受診者数	13,385人	27,866 人	30,585人	41,250人
がんの	D診断・治療水準の向上				
	放射線療法に精通した医師数	4名	8名	6名	8名
	放射線療法に精通した放射線技師数	2名	7名	9名	12名
	放射線治療の精度管理を行う専門職数	3名	6名	9名	6名
	薬物療法に精通した医師数	0名	4名	6名	12名
	薬物療法に精通した看護師数	2名	4名	6名	6名
	薬物療法に精通した薬剤師数	2名	11 名	10 名	6名
	がん看護に精通した看護師数	0名	0名	1名	2名
	乳がん療法に精通した看護師数	_	2名	2名	6名
	放射線療法に精通した看護師数	_	0名	0名	2名
	摂食嚥下療法に精通した看護師数	_	1名	3名	2名
	リンパ浮腫療法に精通した専門職数	_	5名	7名	1名
緩和な	アアの推進				
	緩和ケアの基本的知識を習得した医師 数	_	277名	509名	500名
	緩和ケアに精通した看護師数	4名	7名	11 名	12名
	がん疼痛ケアに精通した看護師数	1名	2名	2名	6名
患者	・家族等への支援				
	がん患者・家族等と県・がん診療連携 拠点病院との意見交換会	1 🗇	4 🗆	10 💷	年4回以上
	拠点病院に設置されている「がん相談 支援センター」の認知度	-	57.4%	47.8%	60%
がん蚤	登録の推進	•		'	
	院内がん登録を実施している医療機関 数	7ヶ所	9ヶ所	12 ヶ所	12ヶ所
	地域がん登録を実施している病院数	_	-	28 ヶ所	47ヶ所
	地域がん登録を実施している診療所数	_	_	74 ヶ所	103ヶ所
情報提	是供の推進		,	,	
	県ホームページ「島根のがん対策」へ のアクセス数	月平均3,000件	月平均7,000件	月平均7,860件	月平均8,500件

第3章 全体目標及び重点的に取り組むべき施策

1. 全体目標

本計画の策定期間である平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間における全体目標として、次の 3 つを掲げます。

- 1 がんによる死亡者の減少
- 2 すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上
- 3 がんになっても安心して暮らせる社会の構築

◆全体目標 1「がんによる死亡者の減少」

平成20年3月に策定した島根県がん対策推進計画では、平成17年から平成27年までの10年間で、がん死亡率(75歳未満のがん年齢調整死亡率:人口10万対)を、男性は26%、女性は20%、それぞれ低減することを目標として掲げています。

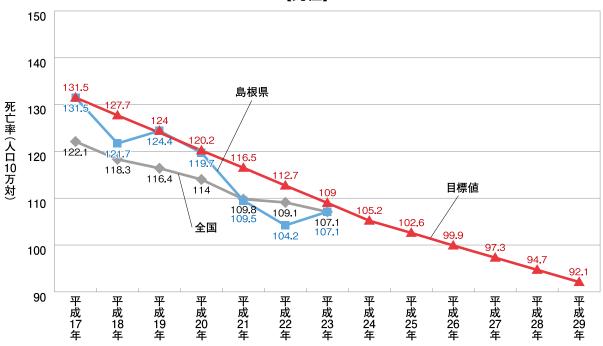
平成 17 年から平成 23 年までのがんによる死亡の状況をみると、がん死亡率は男女とも概ね減少傾向にありますが、全年齢のがん死亡者数は減少していません。

そのため、これからの5年間で、より一層がん対策を充実させ、引き続き「がんによる死亡者の減少」を目指します。

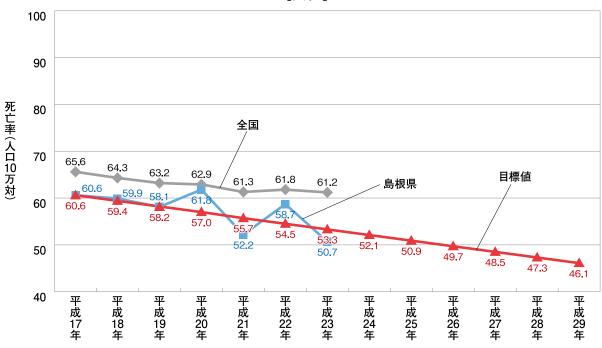
がん年齢調整死亡率の低減目標

	計画策定時現状値		目標値			
	(H17年)	(H23年)	H27年	H29年		
男性	131.5	107.1	97.3	92.1		
女 性	60.6	50.7	48.5	46.1		

がんの年齢調整死亡率(75 歳未満)の年次推移 【男性】



がんの年齢調整死亡率(75 歳未満)の年次推移 【女性】



◆全体目標2「すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」

がん患者の多くは、がん性疼痛(がんによる痛み)や治療に伴う副作用・合併症などの身体的な苦痛はもちろんのこと、がんと診断された時から不安や抑うつなどの精神的・心理的な苦痛を抱えています。さらに、がん患者とその家族は、このような苦痛に加えて、療養生活の中で安心・納得できるがん医療や支援を受けられないなど、さまざまな困難に直面しています。

これまで、医師に対する緩和ケア研修会の開催や、各医療機関へのがん相談窓口の開設などに取り組んできましたが、「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」の実現を目指して、がんと診断された時からの緩和ケアの実現はもとより、がん医療体制や相談支援等のさらなる充実を図ります。

◆全体目標3「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」

がん患者とその家族は、社会とのつながりを失うことに対する不安や仕事と治療の両立が難しいなど、社会的苦痛も抱えています。

このため、がん患者とその家族の精神心理的・社会的苦痛を和らげるため、がん患者と その家族を社会全体で支える取組を進め、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」 の実現を目指します。

2. 重点的に取り組むべき施策

本計画の策定期間である平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間で重点的に取り組むべき施策として次の 4 項目を掲げます。

- 1 がんの発生リスクの低減と早期発見によるがん予防の推進
- 2 がんの手術療法、化学療法、放射線療法に精通した医師等医療従事者の育成・確保
- 3 がんと診断された時からの緩和ケアを提供する体制の確立
- 4 がん患者及びその家族等への支援

◆重点施策 1「がんの発生リスクの低減と早期発見によるがん予防の推進」

がんによる死亡者数を減少させるためには、がんの発生リスクの低減と早期発見・早期 診断が最も重要です。

WHO 等の評価によれば、がん発生リスクを下げるものとして、野菜・果物等の摂取、運動習慣などが、リスクを上げるものとして、喫煙、肥満、飲酒、過剰な塩分の摂取などがあげられています。こうした生活習慣の改善を重点的に推進します。

また、B型・C型の肝炎ウイルスなどの感染によるがんへの対策の取組を推進します。 さらに、市町村等で実施されているがん検診(胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、 乳がん)について、ひとりでも多くの人に受診していただくための取組を重点的に推進す るとともに、検診の結果「要精密検査」と判定された人の精密検査受診率向上の取組や、 検診におけるがんの見落としを防ぐための精度管理の維持向上の取組も推進します。

◆重点施策 2 「がんの手術療法、化学療法、放射線療法に精通した医師等医療従事者の育成・確保」

がんの治療は、手術療法、化学療法、放射線療法などを効果的に組み合わせた集学的治療により行われますが、県内にはこれらの治療を行う専門医が少なく、こうした医師の養成が課題となっています。

また、治療による身体的、精神的負担を抱える患者とその家族に対して質の高い医療を 提供するため、さまざまな職種で医療にあたるチーム医療が求められています。

このため、がん専門療法に精通した医師及びがんに精通した看護師・放射線技師・薬剤師などの医療スタッフを育成・確保するための取組を重点的に推進します。

◆重点施策3「がんと診断された時からの緩和ケアを提供する体制の確立」

がんと診断された時から、患者や家族に対して緩和ケア(身体的苦痛、精神的苦痛、心理社会的苦痛等に対して支援を行う取組)を提供することは、患者や家族の療養生活を支えていく上で重要です。

このため、入院から在宅まで切れ目のない緩和ケア提供体制を確立するための取組を重 点的に推進します。

また、緩和ケアについて県民の正しい理解を深めるための普及啓発を推進します。

◆重点施策 4「がん患者及びその家族等への支援」

がん患者とその家族のニーズが多様化している中、不安や悩みを軽減するためには、が ん相談支援センターのみならず、がん経験者による相談支援(ピアサポート)も重要となっ ています。

こうしたことから、がん患者とその家族が活用しやすい相談支援体制を実現するなど、 がん患者や家族を支援する取組を重点的に推進します。

また、がん患者が働きながら治療や療養できる環境の整備など、事業所等の協力を得ながら、社会全体での就労支援の取組を推進していきます。

第4章 分野別の施策及び目標

1. がんの1次予防(発生リスクの低減)

現状と課題

がんの発生には食生活、飲酒、運動等といった生活習慣やたばこが関与していると言われており、がんの1次予防として健康的な生活習慣づくりの取組を推進することが重要です。

食生活等の健康的な生活習慣の推進やたばこ対策については、「島根県健康増進計画(健康長寿しまね)」、「島根県食育推進計画」及び「島根県たばこ対策指針」に基づき、健康長寿しまね推進会議の構成団体を中心に県民運動として展開しています。

また、ウイルス感染に起因するがんについては、検査やワクチン接種を受けることが重要です。肝炎対策については、「島根県肝炎対策推進基本指針」に基づき、肝炎ウイルス検査の普及啓発や情報提供を行っています。

(1) 食生活や運動等の生活習慣の改善

食生活や運動等の健康的な生活習慣の推進については、市町村や食生活改善推進ボランティア団体、職域関係者等と協力・連携して取組を進めていくことが求められています。

【食生活の状況】

野菜の平均摂取量については、1日あたりの摂取目標量である 350g を達成している人はどの年代においても少なく、特に 20 歳代では約3割程度と少なくなっています。また、果物についても1人あたりの平均摂取量である 100g を上回る人は男性 32.9%、女性 43.0%となっており、野菜や果物は摂取不足です。

また、1日の食塩摂取量が10g以下の人の割合は、男性は39.5%、女性は58.4%となっており、女性より男性の方が過剰に塩分を摂取しています。

飲酒については、毎日2合以上飲酒する男性は9.0%、毎日1合以上飲酒する女性は3.0%であり、多量飲酒の改善が必要です。

野菜を 1 日 350g 以上とる者の割合(平成 22 年度)

年 齢	男性	女 性
20 歳代	29.4% 26.3%	
30 歳代	46.2%	25.0%
40 歳代	39.3%	41.0%
50 歳代	43.1% 27.0%	
60 歳代	42.4%	51.5%
70 歳代	66.7%	45.6%

出典:島根県「島根県健康栄養調査」

果物の1日あたりの平均摂取量が100gを上回る者の割合(平成22年度)

男性	女 性
32.9%	43.0%

出典:島根県「島根県健康栄養調査」

1日あたりの食塩摂取量が 10g 以下の者の割合(平成 22 年度)

男性	女 性
39.5%	58.4%

出典:島根県「島根県健康栄養調査」

多量飲酒する者の割合(平成22年度)

男性(毎日 2 合以上)	女性(毎日1合以上)	
9.0%	3.0%	

出典:島根県「島根県健康栄養調査」

【運動習慣の状況】

運動習慣を持つ人の割合は、女性よりも男性の方が高く、男性は30歳代から50歳代、女性は20歳代から50歳代が低い状況にあります。このことから、働き盛り世代の運動の取組が求められています。

運動習慣を持つ者の割合(平成22年度)

[週2回以上、1回30分以上、1年以上実施]

年 齢	男性	女 性
20 歳代	37.3%	9.5%
30 歳代	24.7%	12.5%
40 歳代	23.7%	11.8%
50 歳代	16.7%	19.5%
60 歳代	26.3%	30.2%
70 歳代	41.8%	37.6%

出典:島根県「島根県健康栄養調査|

(2) たばこ対策

たばこ対策については、「受動喫煙の防止(分煙)」、「未成年者の喫煙防止(防煙)」、「禁煙サポート」、「普及啓発」の4つの柱を中心に取組を進めています。

たばこ対策の推進については、医師会、歯科医師会、薬剤師会、大学関係者、労働行政機関、たばこ販売組合、禁煙体験者等で構成されるたばこ対策検討会において検討しています。また、県及び圏域で設置されている保健医療専門家、経営者団体、労働関係団体等で構成された「地域職域連携健康づくり推進協議会」(以下「地域職域協議会」という。)においても情報交換や取組の推進に関する検討が行われています。

県は、未成年者や成人の喫煙調査、公共施設の禁煙分煙実態調査を実施するとともに市町村や関係団体の活動等の情報収集を行い、その結果をたばこ対策検討会等に情報提供して取組の評価や対策の検討に生かしています。

また、調査結果等をホームページやチラシ等の啓発媒体を通じて県民や関係者等へ情報 提供するなど、たばこ対策の推進を図っています。

今後も、調査の実施や、たばこ対策に関する様々な情報提供を行っていくことが求められています。

【喫煙の状況】

平成 22 年度に実施した「島根県健康栄養調査」では、たばこを習慣的に吸う男性は30.7%となっており、平成 19 年度(40.1%)と比べると 9.4 ポイント減少しています。年代でみると、20 歳から 39 歳の男性は 46.0%となっており、平成 19 年度(62.1%)と比べると 16.1 ポイントと大きく減少していますが、まだ高い状況にあります。

また、女性については、平成 22 年度は 7.0%となっており、平成 19 年度(4.5%)と比べると 2.5 ポイント増加しています。年代でみると、20 歳から 39 歳の女性は 11.3% となっており、平成 19 年度(10.5%)と比べるとわずかに増加しており、若い世代や働き盛り世代への働きかけが求められています。

喫煙率(習慣的に喫煙している者の割合)

性別・年齢		H19 年度	H22 年度
田州	全年齢	40.1%	30.7%
男性	20~39歳	62.1%	46.0%
女 性	全年齢	4.5%	7.0%
女性	20~39歳	10.5%	11.3%

出典:島根県「島根県健康栄養調査」

【受動喫煙の防止】

県や市町村の庁舎、公民館、小中学校、医療機関等の公共施設では建物内禁煙や敷地内禁煙が進んでおり、たばこの煙のない飲食店や理美容店も増えています。今後も、食品衛生関係団体や生活衛生同業者団体等が中心となって、受動喫煙防止対策に取り組む施設を更に増やしていくことが求められています。

また、若い世代や働き盛り世代の喫煙が依然として多いことから、職場の受動喫煙防止対策については労働衛生行政機関との連携を強化して、地域職域協議会を通じて推進していくことが課題となっています。

【未成年者の喫煙防止】

平成 22 年度に実施した「未成年者の喫煙防止等についての調査」の調査結果をみると、今までに一口でも喫煙したことがある者の割合は、小学生、中学生、高校生のいずれも平成 10 年度以降大きく減少しています。

未成年者に対する喫煙防止教育は学校を中心に実施されていますが、小児期は健康的な 生活習慣を確立する重要な時期であることから、保護者の意識向上を図ると共に地域全体 で取り組んでいくことが重要です。

未成年者の喫煙状況(今までに一口でも喫煙したことがある者の割合)

性別・年齢		H10 年度	H19 年度	H22 年度
	小学生(5,6 年生)	19.5%	8.1%	2.6%
男 子	中学生(2 年生)	35.8%	16.5%	3.7%
	高校生(2年生)	61.0%	32.3%	13.3%
	小学生(5,6 年生)	8.7%	3.7%	1.2%
女 子	中学生(2 年生)	23.1%	10.0%	4.6%
	高校生(2 年生)	37.0%	19.9%	10.1%

出典:島根県「未成年者の喫煙防止等についての調査」

【禁煙サポート】

たばこをやめたい人への支援として、禁煙治療ができる医療機関(ニコチン依存症管理 料届出医療機関)を県のホームページを通じて情報提供しています。

また、禁煙希望者や禁煙治療ができる医療機関に対して禁煙チャレンジに関する情報が掲載された禁煙手帳を配布してきました。

今後も、たばこをやめたい人が治療を受けることによって禁煙が達成できるよう支援を 行っていくことが求められています。

【たばこ対策の普及啓発】

たばこ対策に関する普及啓発については、世界禁煙デー街頭キャンペーン等、県及び各圏域の健康長寿しまね推進会議構成団体が一体となって、ポスターやチラシ等を活用して 喫煙による健康への悪影響について啓発活動を行っています。

また、保健所による事業所等への出前講座の実施や医師会、民間団体等による独自の活動も行われています。

しかし、未成年者の喫煙や若い世代や働き盛り世代の喫煙が依然として多いことから、 たばこが健康に及ぼす悪影響について、さらに普及啓発を行っていく必要があります。

(3) 感染に起因するがんへの対策

【ウイルス性肝炎】

肝がんの発症との関連がある B型・C型の肝炎ウイルスについては、ウイルス検査の実施や肝炎に関する正しい知識の普及啓発を通じて、肝炎の早期発見・早期治療につなげることにより、肝がんの発症予防に努めることが重要です。

B型・C型の肝炎ウイルス検査には、健康増進法に基づき市町村が実施する肝炎ウイルス検診と肝炎対策基本法に基づき県が実施する肝炎ウイルス検査があります。

市町村が実施する肝炎ウイルス検診は、40歳及び41歳以上で過去にウイルス検診を 受診したことがない人が対象となっています。多くの市町村では、肝炎ウイルス検診を特 定健康診査に合わせて実施していますが、検診の受診者数は目標値に達していません。

県が実施する肝炎ウイルス検査は、平成 19 年から各保健所で、平成 21 年 11 月からは委託医療機関にも拡大して実施していますが、目標値には達していません。

今後は、委託医療機関を増やし、検査を受けられる人の利便性や検査後の治療につながるように、検査と医療の連携を強化していく必要があります。

肝炎ウイルス検査受検者数

		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
B 型肝炎	市町村	2,120 人	1,516人	2,252 人	5,789人
ウイルス検査	県	495 人	804 人	504 人	1,800人
C 型肝炎	市町村	2,125 人	1,515人	2,254 人	5,789人
ウイルス検査	県	509人	816人	507人	1,800人

※市町村実施分は、「健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診等の実績報告」による 県実施分は、保健所及び委託医療機関で実施された実数

平成23年度に実施した「しまね web モニター調査」では、「少なくとも一生に 1 回は 肝炎ウイルス検査を受けることを進めていること」や「市町村実施の特定健康診査に合わ せて肝炎検査を実施していること」を知らない人が、それぞれ 46.4%、67.2%ありました。 今後も、様々な機会を捉え、肝炎に対する正しい知識や肝炎ウイルス検査の必要性につ いて、普及啓発を行っていくことが重要となっています。

【子宮頸がんワクチン】

子宮頸がんの発症にはヒトパピローマウイルス(HPV)の感染が関与していると言われています。性行為によりほとんどの女性が一時的に感染しますが、免疫力等で大半のウイルスは自然消失し、持続感染は10%程度となり、この一部ががん化すると言われています。

このため平成 22 年度からヒトパピローマウイルスに対するワクチン接種が中学生、高校生を対象に開始されましたが、平成 25 年度から定期接種化になります。

若い女性に増加している子宮頸がんを予防するために、今後も細胞診にヒトパピローマウイルス検査を併用したがん検診に加えて、ワクチン接種の重要性を普及啓発していく必要があります。

施策の方向性及び取り組むべき対策

(1) 食生活や運動習慣等の生活習慣の改善

▶食生活の改善

野菜や果物の摂取不足、過剰な塩分摂取、多量飲酒の改善等の取組を市町村や食生活改 善推進ボランティア団体等と連携して進めます。

子どもの頃から健康的な食生活を身につけていくために、家庭、学校、地域の関係者等が連携して食育に取組みます。

▶運動習慣の推進

働き盛り世代の運動習慣をもつ人を増やすために、職域関係者と連携して取組を進めます。

【主な施策】

- ●野菜や果物の摂取不足、過剰な塩分摂取、多量飲酒の改善等の取組を、市町村や食 生活改善ボランティア団体との連携により推進
- ■家庭、学校、地域の関係者等が連携して子どもの頃からの食育を推進
- ●職域関係者と連携して働き盛り世代の運動習慣をもつ人の増加を推進

★数値目標 「生活習慣の改善」

指標		現状値	目標	票値
(※対象年齢 20 ~ 79 歳)		(H22年度)	H29年度	H34年度
野菜の摂取量を増やす	男	46.1%	53.1%	60.0%
(1 日摂取量 350g 以上の者の割合)	女	38.6%	49.3%	60.0%
20 歳代において 1 日の野菜摂取量が 350g 以上 の者の割合		27.8%	33.9%	40.0%
30 歳代において 1 日の野菜摂取量が 350g 以上 の者の割合		36.0%	43.0%	50.0%
果物を適量摂取する者を増やす	男	32.9%	41.4%	50.0%
(1 日摂取量 100g 以上の者の割合)	女	43.0%	51.5%	60.0%
適切に食塩を摂取している者を増やす	男	23.5%	31.8%	40.0%
(1 日摂取量 8g 以下の者の割合)	女	31.1%	40.6%	50.0%
多量飲酒している者を減らす(男性は毎日2合	男	9.0%	7.9%	6.8%
以上、女性は毎日 1 合以上飲酒する者の割合)		3.0%	2.8%	2.6%
運動習慣を持つ者の割合を増やす(1日30分以上の 運動を週2回以上、1年以上実施している者の割合)		28.3%	34.2%	40.0%
		22.2%	24.6%	27.0%

(2) たばこ対策の推進

▶受動喫煙の防止対策

受動喫煙防止対策については、食品衛生関係団体や生活衛生同業者団体が進めているたばこの煙のない飲食店や理美容店等の情報を県民へ提供していくとともに、若い世代や働き盛り世代が多く働く事業所については、労働衛生行政機関と連携し、受動喫煙のない職場の実現に向けて、地域職域協議会を通じて働きかけていきます。

▶未成年者の喫煙防止の推進

未成年者の喫煙調査を行い、その結果等を喫煙防止教育を行う学校や地域ぐるみの取組を行う市町村に対して情報提供します。

また、学校の喫煙防止教育等に対し、保健所による講師派遣等により支援します。

▶たばこをやめたい人への支援

たばこをやめたい人への支援については、引き続き、禁煙治療ができる医療機関に関する情報提供を、ホームページ等を活用して行います。また、希望者へ禁煙手帳の配布を行います。

▶たばこ対策の普及啓発の推進

たばこが健康に与える悪影響等について、県及び各圏域の健康長寿しまね推進会議構成 団体が一体となって世界禁煙デー街頭キャンペーン活動を行うとともに、保健所による出 前講座等を通じて県民へ普及啓発していきます。

【主な施策】

- ●たばこの煙のない飲食店や理美容店等の情報提供
- ●受動喫煙のない職場の実現に向けた働きかけの実施
- ●未成年者の喫煙調査の実施と結果の情報提供
- ●ホームページを利用した禁煙治療ができる医療機関の情報提供及び禁煙手帳の配布
- ●たばこが健康に与える悪影響等の普及啓発

★数値目標 「喫煙率」

指標	現状値	目標	票値
指 標 	(H22年度)	H29 年度	H34 年度
男性(20 ~ 79 歳)	30.7%	21.5%	12.3%
女性(20~79歳)	7.0%	5.1%	3.2%
男性(20~39歳)	46.0%	31.9%	17.7%
女性(20~39歳)	11.3%	8.4%	5.4%

※喫煙率目標値:「現在喫煙習慣がある者のうち、今後禁煙したいと思っている者が全員禁煙に成功した』場合の喫煙率

(3) 感染に起因するがんへの対策

▶肝炎に対する正しい知識の普及啓発

肝炎に対する正しい知識の普及や肝炎ウイルス検査の必要性については、医師(医療機関)や地域職域協議会等の関係機関を通じて、普及啓発を図ります。また、7月の肝臓週間期間中には、新聞、ラジオ等により、広く県民に啓発していきます。

市町村が実施するウイルス検診については、実施状況を把握するとともに、効果的な検診を実施する市町村の取組について情報提供していきます。

▶肝炎ウイルス検査の受診促進

肝炎ウイルス検査については、委託医療機関を大幅に拡充し、受検者の利便性を図ります。

▶適切な肝炎医療の提供

肝炎ウイルス感染者が適切な医療を受けられるように、かかりつけ医と肝炎専門医療機 関の連携を強化します。

▶子宮頸がん予防ワクチン接種の推進

子宮頸がん予防のためにはワクチン接種が大切であることから、予防接種の実施主体である市町村と連携して、啓発を図ります。

【主な施策】

- ●メディア、医療機関、職域を通じた肝炎に対する正しい知識の普及啓発
- ●市町村や検診実施機関との連携による肝炎ウイルス検査受検の促進
- ●肝炎ウイルス検査委託医療機関の大幅な拡充
- ●肝炎支援手帳の作成、効果的活用の検討・実施

★数値目標 「未発見の B 型又は C 型肝炎ウイルス感染者」

指標	現状値 (H23 年度)	目標値 (H29 年度)
未発見の B 型又は C 型肝炎ウイルス感染 者数	約 7,000 人	3,500 人以下

2. がんの2次予防(早期発見・早期受診)

現状と課題

がんの早期発見のためにはがん検診を受診することが大切です。

島根県がん登録(2008年診断)でも、発見のきっかけががん検診であった人は、早期のがんで見つかった割合が高いことが報告されています。

がん検診の受診者数を増やすためには、がんに関する正しい知識や検診の重要性の普及 啓発、若い年代の受診への動機づけ、無料クーポン券の活用、職場におけるがん検診の実 施、検診受診にかかる自己負担額の軽減、検診を受けやすい体制整備について市町村や職 域関係者、検診機関、保険者等が連携して構築していくことが求められています。

【がん検診の受診状況】

がん検診の受診者数は、平成 17 年度以降、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんのいずれの検診においても年々増加していますが、平成 23 年度の検診受診者数をみると、いずれも目標値には達していません。

がん検診受診者数

	計画策定時 (H17年度データ)	中間評価時 (H21年度データ)	現状値 (H23年度データ)	H24年度 (目標値)
胃がん検診	78,402 人	97,422 人	98,595人	145,800 人
肺がん検診	111,951 人	136,026人	135,108人	145,800 人
大腸がん検診	113,097人	130,282人	137,843 人	145,800 人
子宮がん検診	31,017人	35,229 人	34,753 人	35,700 人
乳がん検診	13,385 人	27,866 人	30,585人	41,250 人

島根県独自調査(市町村実施分+検診実施機関分+県内病院人間ドック実施分)

胃がん、肺がん、大腸がんは職場検診や人間ドックとして医療機関等で受診している割合が高く、一方、子宮がんや乳がんは市町村のがん検診を受診している割合が高くなっています。

なお、平成 21 年度から市町村が実施する子宮がん検診、乳がん検診については、がん検診受診促進として、対象者のうち、節目の年齢に達した人に無料クーポン券が交付されました。これにより検診受診者数は実施前の平成 20 年度よりも増えましたが、クーポン券の利用率はいずれの検診も約 25%で、特に、子宮がんは 20 歳代の若い年代の利用率が約 10%と低い状況でした。平成 23 年度からは男女の大腸がん検診にも同様に無料クーポン券が交付されていますが、利用率は 14.4%にとどまっています。

【がん検診に関する県民の意識】

平成23年度に実施した「がんに関する県民意識調査」では、がんの早期発見にはがん検診が必要なことを知っている人は98.2%であったものの、がん検診を受けたことがあると答えた人は約5割でした。検診を受けない理由は、「特に理由はない」が27.0%、「費用が高い」が24.7%、「時間がない」が22.4%、「面倒」が20.4%という結果でした。

また、「どのような取組があれば検診を受けたいか」という問いに対しては、「費用を安くする」が 52.1%、「職場で検診を受けられるようにする」が 33.6%、「各種がん検診が同日に受けられるようにする」が 32.4%という結果でした。

平成 23 年度がんに関する県民意識調査(島根県調査)

- Q 「がんの早期発見のためにがん検診が必要なことをご存知ですか」
- A よく知っている (78.0%) なんとなく知っている (20.2%) 知らない (1.2%)
- Q 「過去にがん検診を受けたことがありますかし
- A 「ある」と答えた者の割合 胃がん検診(46.5%)、大腸がん検診(45.0%)、肺がん検診(48.4%)、 子宮頸がん検診(50.8%)、乳がん検診(44.6%) [※子宮頸がん検診、乳がん検診は女性のみ回答]

【がんに関する正しい知識やがん検診の重要性の普及啓発】

がんに関する正しい知識やがん検診の重要性の普及啓発については、がん検診の実施主体である市町村をはじめ、がん検診啓発サポーターや患者団体、がん予防推進員、がん検診啓発協力事業所、医療機関、検診機関、企業等の民間団体、マスコミ、健康長寿しまね推進会議構成団体、保健所、県庁等が連携協力して、街頭キャンペーンや出前講座、講演会、来客や顧客への検診受診の呼びかけ、新聞やテレビ報道などが行われ、取組も広がっています。

また、大学生によるがん予防啓発活動、自主グループや食生活改善ボランテア団体によるがん検診受診の呼びかけ等、新しい取組も生まれています。

市町村では、がんに関する正しい知識や検診の重要性の啓発やがん検診日程等について、 各種の広報誌やケーブルテレビ等を通じて情報提供しています。

がん検診啓発サポーター活動

がんを経験した方が、自らの体験の講話等によってがん検診受診を呼びかける 啓発活動。

平成24年9月時点で50名が登録。

がん予防推進員

がんの一次予防の知識や検診の重要性を中心に地域密着型で多くの県民に情報 提供を行うことのできる人材をがん予防推進員として養成。

がん検診啓発協力事業所

がん検診の啓発活動に協力していただける事業所を県が登録。事業所は事業所窓口におけるチラシの設置、配布、従業員への情報提供などの啓発活動を実施。 平成24年9月時点で409事業所が登録。

【がん検診を受けやすい検診体制づくり】

市町村では、複数のがん検診を同時に受けられるセット検診や、休日・夕方検診、商業施設での普及啓発活動に合わせた検診車配車、検診受診にかかる自己負担額の軽減など、がん検診を受けやすい環境づくりや体制づくりについて様々な工夫をして実施しています。

また、平成21年度の事業所健康づくり調査報告書によると、従業員が少ない事業所ほどがん検診の実施率が低いという結果となっています。住民に対するがん検診推進の観点から、働き盛り世代の検診受診の機会を確保するために事業所や商工会と連携して取組んでいる市町村もあります。

県では、市町村が実施する開業医による診療時間外の子宮頸がん検診や、医療機関等に対する乳がん検診機器整備への支援、マンモグラフィ読影医養成講習会や乳がん自己検診指導者養成講座の開催等の検診体制整備や人材育成を行ってきました。

時間外子宮がん検診については、若い年代の受診割合が高く、「仕事があるので平日の検診は受けにくく、時間外検診があり嬉しい」と好評を得ているものの、受診者数が少ないため啓発方法を工夫する必要があること、県西部において産婦人科開業医が少ないため、時間外子宮がん検診の実施が難しい状況にあること等の課題があります。

乳がん検診については、視触診とマンモグラフィ撮影の併用検診が推奨されていますが、 視触診を行う医師の確保が難しい状況にあります。乳がんは自分で見つけることができる がんとも言われていることから乳がん自己検診指導者養成講座を開催して自己検診の普及 を図っています。

今後も、検診体制の整備や検診従事者の人材育成等を行っていくことが求められています。

【がん検診未受診者への受診勧奨】

がん検診未受診者への受診勧奨の取組も重要であることから、市町村では、未受診者に対して検診案内の再通知等による受診勧奨を行っています。県では、平成24年度にがん検診の未受診者に対する電話による個別受診勧奨事業(コール・リコール事業)を3市に委託しモデル実施しており、この結果を検証して今後の未受診者対策に生かしていくことにしています。

【要精密検査者の受診状況】

がん検診を受けて精密検査が必要と判定された場合には、医療機関を受診して精密検査を受けることが重要です。

市町村が実施するがん検診の要精密検査者の受診率は、大腸がんが約6割と低く、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がんも約8割であり、目標の90%以上には達していません。 精密検査が必要となった人に対して、検査の重要性や検査に対する不安を解消するための説明を十分に行い、受診の有無を確認して必要な場合には相談に応じることが重要です。

市町村が実施するがん検診の精密検査受診率

	現状値 (H21年度データ)	H24年度 (目標値)
胃がん検診	81.0%	90%以上
肺がん検診	82.8%	90%以上
大腸がん検診	64.2%	90%以上
子宮がん検診	73.0%	90%以上
乳がん検診	88.3%	90%以上

出典:現状値「地域保健健康増進事業報告」

【がん検診の精度管理・事業評価】

がん検診の精度管理については、「生活習慣病検診管理指導協議会」(以下「生活習慣病検診協議会」という。)において、がん検診受診率や精密検査受診率、がん発見率等の検討や市町村及び検診機関への指導助言、精密検査実施医療機関登録を行っています。また、検診従事者等に対する技術向上研修を実施しています。

保健所においては、がん検診の事業評価を行い、未受診者対策等の圏域の課題や具体的な取組を検討するため、市町村や検診機関、精密検査機関等の関係者で構成するがん予防対策検討会やがん検診精度管理委員会等を開催しています。

また、一部の市町村においては、保健所の支援を受けて、がん検診事業検討会等を地元医師会と協力して開催しています。

今後も、がんの早期発見のために、がん検診の精度管理や事業評価、検診従事者の人材育成、市町村への支援等を行う必要があります。

【死亡、罹患、検診のデータ集計・活用】

がん予防対策の評価には、がんによる死亡や検診のデータが活用されていますが、地域がん登録の精度も向上してきており、これらを十分に活用して集計分析し情報提供することにより、がん検診の実施主体である市町村や職域関係者、保険者、検診機関等による取組の充実強化が図られるよう支援していくことが求められています。

【国における検討状況】

がん検診には市町村などの住民検診に代表される「対策型検診」と、人間ドックなどの「任意型検診」があります。

本県では、国が推奨している対策型検診を中心に、市町村においてがん検診を実施しています。現在、国において科学的根拠のあるがん検診を実施するため、国内外の知見を収集してがん検診の項目や方法について検討する「がん検診のあり方に関する検討会」が開催されています。この検討結果を踏まえて、本県のがん検診を推進して行く必要があります。

対策型検診と任意検診の比較

検診方法	対策型検診(住民検診など)	任意型検診(人間ドックなど)
目 的	対象集団全体の死亡率を下げる	個人の死亡リスクを下げる
概要	予防対策として行われる公共的な医	医療機関・検診機関等が任意で提供
「城 女	療サービス	する医療サービス
	検診対象として特定された集団構成	定義されない。
	員の全員(一定の年齢範囲の住民な	ただし、無症状であること。有症状
 検診対象者	(تا)。	者や診療の対象となる者は該当しな
	ただし、無症状であること。有症状	し)
	者や診療の対象となる者は該当しな	
	U)	
検診費用	公的資金を使用	全額自己負担

現在、国が推奨している対策型検診

種類	検査項目	対象者	受診間隔
胃がん検診	問診及び胃部エックス線検査	40歳以上の男女	年1回
子宮がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診*	20歳以上の女性	2年に1回
肺がん検診	問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40歳以上の男女	年1回
乳がん検診	問診、視診、触診及び乳房エックス線検 査(マンモグラフィ)	40歳以上の女性	2年に1回
大腸がん検診	問診及び便潜血検査	40歳以上の男女	年1回

※島根県は HPV 検査併用

施策の方向性及び取り組むべき対策

(1) がん検診受診者数の増加に向けた取組の推進

▶がん検診の普及啓発の推進

がん検診の重要性の普及啓発については、がん検診の実施主体である市町村をはじめ、 がん検診啓発サポーターや患者団体、がん予防推進員、がん検診啓発協力事業所、医療機 関、検診機関、企業等の民間団体、マスコミ、自主グループやボランティア団体、大学な どの関係団体、保健所、県庁等が効果的効率的な取組となるよう連携協力して実施してい きます。

また、健康長寿しまね推進会議の構成団体との連携を強化して取組を進めます。

▶女性の乳がん、子宮がんの検診受診者増加に向けた取組の強化

近年増加傾向にある子宮がん、乳がんについては、啓発活動を更に進めるともに、時間 外子宮頸がん検診や乳がん自己検診指導者養成講座を引き続き実施します。

▶検診体制の整備

検診体制整備については、実施状況を把握しながら、がん検診の受診機会の提供や拡大にかかる調整等を行います。

▶未受診者・要精密検査者への受診勧奨

平成 24 年度に未受診者対策として実施した電話による個別受診勧奨事業の成果の活用 や、がん検診の要精密検査者への受診勧奨を実施主体である市町村に対して、がん予防対 策検討会や市町村健康づくり推進協議会等を通じて働きかけます。

がんの早期発見早期受診につながる効果的な取組を紹介し全県に波及させていくために、市町村等を対象にした研修会を開催します。

- ●幅広い関係者と連携した啓発活動の実施
- 乳がん自己検診指導者養成講座の実施
- ●時間外子宮頸がん検診への支援
- ●検診体制整備にかかる調整等の実施
- ●市町村における検診未受診者対策や要精密検査者への受診勧奨の推進
- ●がんの早期発見・早期受診につながる効果的な取組紹介のための研修会の開催

★数値目標 「がん検診の受診者数・受診率 (総数)」

指標	現状値 (H23年度)	目標値 H29年度			
胃がん検診	98,595 人 (30.5%)	145,800 人 (46.0%)			
肺がん検診	135,108 人 (41.8%)	145,800 人 (46.0%)			
大腸がん検診	137,843 人 (42.7%)	145,800 人 (46.0%)			
子宮がん検診	34,753 人 (30.0%)	53,800 人 (50.0%)			
乳 が ん 検 診	30,585 人 (37.4%)	41,200 人 (52.0%)			

★数値目標 「がん検診の受診者数・受診率(40~69歳)」

指標	現状値 (H23年度)	平成 29年度 目標値			
胃がん検診	75,815 人 (27.0%)	127,100 人 (46.0%)			
肺 が ん 検 診	78,910 人 (28.1%)	127,100 人 (46.0%)			
大腸がん検診	97,429 人 (34.7%)	127,100 人 (46.0%)			
子宮がん検診	31,425 人 (30.1%)	48,100 人 (50.0%)			
乳 が ん 検 診	25,286 人 (36.1%)	35,400 人 (52.0%)			

[※]子宮がん検診は 20 ~ 69 歳

★数値目標 「市町村が実施するがん検診の精密検査受診率」

指標	現状値 (H21年度)	平成 29年度 目標値
胃がん検診	81.0%	90%以上
肺がん検診	82.8%	90%以上
大腸がん検診	64.2%	90%以上
子宮がん検診	73.0%	90%以上
乳 が ん 検 診	88.3%	90%以上

(2) 効果的ながん検診の実施

▶がん検診の精度管理や事業評価の実施

がん検診の精度管理や事業評価については、生活習慣病検診協議会や保健所におけるがん予防対策検討会、がん検診精度管理委員会等において実施します。また、精度の高い検診を実施するために、医師等をはじめとするがん検診に従事する専門職等の技術向上を目的としたがん検診従事者講習会を開催します。

圏域におけるがん予防対策の推進を更に図るため、保健所において市町村や職域関係者、 検診機関、啓発活動関係者等によるがん予防対策検討会を引き続き開催します。

▶効果的ながん検診を実施するためのデータ収集・分析

がん予防対策の評価や取組の充実強化に向けて、保健環境科学研究所や島根大学、検診機関、生活習慣病検診協議会等の協力を得て、がんの死亡や罹患状況、検診受診率などのデータを整理分析し、市町村等の関係者に情報を提供していきます。

また、科学的根拠のあるがん検診の実施に向けて国が検討を進めている「がん検診のあり方に関する検討会」の検討結果を踏まえて本県のがん検診を推進していきます。

【主な施策】

- がん検診の精度管理や事業評価のための生活習慣病検診協議会や保健所がん予防対策検討会等の開催
- がん検診従事者講習会の開催
- ●がんの死亡、罹患、検診受診等に関するデータの収集・整理・分析及び情報の提供

3. がん医療の充実

現状と課題

拠点病院は、県内に5病院整備されています。2次医療圏域別に見ると、松江圏域に2病院、出雲圏域に2病院、浜田圏域に1病院整備されており、これらの病院が、他の2次医療圏域のがん医療にも対応しながら、がん医療の中核的役割を担っています。

また、島根県として、がん医療水準のより一層の推進を図るとともに、拠点病院のがん 医療の補完的な役割を担うことを期待した推進病院を1病院、準じる病院を3病院(う ち1病院は推進病院と重複指定)、情報提供病院を22病院指定し、県民が安心してがん 医療を受けることのできる体制づくりを行ってきています。(拠点病院、推進病院、準じる病院、情報提供病院を総じて、以下「拠点病院等」という。)

このように、がん医療を提供する拠点病院等の位置付けについては、一定の役割分担がなされたところであり、今後は、これらの拠点病院等が担う県内各2次医療圏単位でがん医療の連携体制を評価し、役割の維持・強化を図っていくことが重要です。

また、拠点病院のない2次医療圏域(雲南、大田、益田、隠岐)があること、また、本県の東西に長い地理的要因等により、県東部地域に比べ、県西部地域や離島・中山間地域の住民に対するがん医療の提供には、未だ格差が生じているところです。

県内のどこにいても等しくがん医療が提供できる体制を構築するため、2次医療圏域内 外における病病連携、病診連携の体制整備が求められています。

(各病院の指定状況については、第2章「がんを取り巻く現状」の「2 がん医療提供体制の状況」(P10)の配置図を参照)

【地域連携クリティカルパスの整備・活用状況】

地域連携クリティカルパスについては、「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」(平成 20 年 3 月 1 日健発第 0301001 号厚生労働省健康局長通知)により、地域における医療連携(病病連携、病診連携)の手段として、各拠点病院において整備することとされたところです。本県においても、その整備・推進を図るため、島根県がん診療ネットワーク協議会を中心として平成 23 年度から整備・運用を開始しています。

また、平成 24 年度から運用開始された「しまね医療情報ネットワーク(まめネット)」 を通じた、地域連携クリティカルパスの利活用促進も推進しているところです。

しかしながら、その活用についてはまだ始まったばかりで十分に活用されている状況ではなく、患者に対しても、地域連携クリティカルパスの内容、利点等についての普及啓発が十分に行われていない現状があります。

拠点病院等における地域連携クリティカルパス適応患者数(延)

	計	松江市立	松江日赤	県立中央	島根大学	浜田医療C	益田日赤	益田医師会	松江医療C
乳がん	169	9	66	90	3	1	0	0	0
肺がん	26	0	4	11	1	0	0	0	10
肝がん	13	0	8	5	0	0	0	0	0
胃がん	33	5	5	20	0	2	0	1	0
大腸がん	29	5	6	14	0	1	0	3	0
計	270	19	89	140	4	4	0	4	10

出典:島根県独自調査(H24.10末現在:がん診療ネットワーク協議会地域連携部会資料より)

【チーム医療の状況】

現在、拠点病院では、キャンサーボード(各種がん治療に対して専門的な知識を有する 複数の医師等が患者の治療方針について総合的に検討するカンファレンス)を設置するこ ととされており、その中で、患者に対して質の高い医療の提供やきめ細やかな支援につい て検討しています。

今後は、安全で適切な質の高いがん医療を提供できるよう、手術療法、化学療法、放射線療法などの各種医療の連携体制を強化し、医師だけでなく看護師や薬剤師等の他職種も含めた連携と補完、役割分担による多職種でのチーム医療を推進する必要があります。また、拠点病院だけでなく、情報提供病院等においても、このような取組を広げていくことが重要です。

拠点病院のキャンサーボード組織数、実施回数

	計	松江市立	松江日赤	県立中央	島根大学	浜田医療C
組織数	32	4	2	8	16	2
開催回数	212	30	10	60	108	4

出典:がん診療連携拠点病院現況報告(H24.6.1~7.31 実績)

【インフォームド・コンセント及びセカンドオピニオンの体制】

各医療機関では、インフォームド・コンセント(患者が自分の病状や検査・治療内容、それに伴う副作用・合併症などについて適切な説明を受け、十分に理解した上で自身の判断で治療方針などに対して拒否や合意を選択すること)や、セカンドオピニオン(専門的な知識を有する第三者の立場にある医師に意見を求めること)への対応が行われています。

しかしながら、患者やその家族の視点に立った上で十分な対応がなされていない、あるいは、患者や家族側においてそのような体制があることが認識されていないなどの指摘があり、医療機関における体制整備や活用を促進するための普及啓発が求められています。

県内病院におけるセカンドオピニオン対応施設数

	松江 市立	松江 日赤	県立 中央	島根 大学	浜田 医療C	益田 日赤	益田 医師会	松江 医療C	松江 生協	松江 記念	日立記念	安来 市立	安来第一	雲南 市立	奥出雲	出雲 市民	出雲 総合	出雲 徳洲会	加市立	邑智	江津 済生会
乳がん	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0			0	\circ	
肺がん	0	0	0	0	0	0		0			0		0	0		0		0		0	
肝がん	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0			0	0	0
胃がん	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大腸がん	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典:がん診療連携拠点病院現況報告(H24.10.1 現在)

【がん手術療法に携わる医療従事者の状況】

県内のがん手術を実施している施設数をみると、5 大がんを中心に県内各地域で手術によるがん医療を提供しています。

手術は、がん治療の中核のひとつとして広く実施されているところですが、診療科ごとの手術実績、手術に携わる実医師数等、現状把握や分析は必ずしも十分になされていない 状況です。

安全で適切な手術療法の推進はもとより、各病院の体制を整理した上で県民に周知する とともに、医療機関毎の連携体制や集約化等についても検討していくことが求められてい ます。

また、がん手術に携わる外科系医師が必ずしも充足しているとはいえないことから、各部位別の外科系専門医の育成が課題となっています。

がんの手術療法を行う外科系医師の現状

圏域	現状	必 要 数	差
松江	103	112	9
雲南	10	11	1
出 雲	136	167	31
大 田	8	13	5
浜 田	24	27	3
益 田	16	20	4
隠岐	4	8	4
合 計	301	358	57

出典:島根県がん対策に関する病院実態調査(県独自調査:平成24年度)

※「現状欄」: 各病院に現在在籍する常勤外科系医師の報告数値

※「必要数」: 各病院ががん手術療法に対応する際、必要と考える医師の報告数値

【がん化学療法に携わる医療従事者の状況】

各拠点病院はもちろんのこと、他の病院においても、外来を含め化学療法を実施している病院は増加しています。

一方、化学療法を専門とするがん薬物療法専門医やがん薬物療法認定薬剤師、がん看護や化学療法等の専門・認定看護師など、各職種における専門的な医療従事者は必ずしも充足しているとはいえません。

化学療法の実施状況

	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐	計
施設数	7	3	4	2	2	3	2	23

出典:島根県がん対策に関する病院実態調査(県独自調査:平成24年度)

拠点病院における化学療法専門スタッフの状況

	計	松江市立	松江日赤	県立中央	島根大学	浜田医療C	その他
がん薬物療法専門医 (日本臨床腫瘍学会)	6	0	0	0	5	0	1
がん化学療法認定看護師 (日本看護協会)	6	1	1	1	1	1	1
がん薬物療法認定薬剤師 (日本病院薬剤師会)	9	2	1	2	2	1	1
がん専門薬剤師 (日本医療薬学会)	1	0	0	0	1	0	0
計	22	3	2	3	9	2	3

出典: 各学会ホームページより

【がん放射線療法に携わる医療従事者の状況】

放射線療法は、現在、県内5つの拠点病院及び松江医療センターで実施されており、 拠点病院以外の病院で放射線治療が必要ながん患者を含め、放射線治療を実施していると ころです。

放射線治療専門医、医学物理士、放射線治療品質管理士、放射線治療専門放射線技師、 放射線療法認定看護師など、各職種における専門的な医療従事者が必ずしも充足している とはいえない状況です。

拠点病院における放射線療法専門スタッフの状況

	計	松江市立	松江日赤	県立中央	島根大学	浜田医療C
放射線治療専門医 (日本放射線腫瘍学会)	6	2	0	2	2	0
放射線治療専門放射線技師 (日本放射線治療専門放射線技師認定機構)	9	3	1	1	2	2
放射線治療品質管理士 (放射線治療品質管理機構)	6	2	0	1	2	1
医学物理士 (医学物理士認定機構)	3	1	0	0	1	1
計	24	8	1	4	7	4

出典: 各学会ホームページより

【がん診療に携わるその他医療従事者の状況】

がん診療に携わる看護師については、医師と患者をつなぐ重要な役割を担っていることから、県において、がん看護実践に強い看護師育成研修事業等を実施し、がんに関する知識等を有する看護師の育成に取り組んでいます。

薬剤師についても、拠点病院や県薬剤師会、県病院薬剤師会等で研修会を実施するなど、その育成に取り組んでいます。

病理診断を行う医師も必ずしも充足していないため、拠点病院を中心とした病理診断を 行う病理専門医の育成が課題となっています。

各種がん治療の副作用、合併症の予防や軽減など、がん患者の生活の質の向上を図るため、医科歯科連携による口腔ケアの推進が求められています。

また、告知後のがん患者の心理面の支援を担う臨床心理士、食事療法などによるがん患者の栄養管理等を担う管理栄養士、がん患者の術後等におけるリハビリテーションを担う理学療法士や作業療法士などのリハビリスタッフの育成を図るとともに、職種間の連携体制を構築・推進することが求められています。

がん相談に携わるがん相談員(医療ソーシャルワーカー、看護師等)は、拠点病院等に おいて配置され、がん患者の療養生活における心理社会的課題の解決・調整に向けたがん 相談院等研修事業を実施するなど、相談体制の充実強化を図りながら、がん患者・家族か らの相談に対応しています。

【5 大がん以外のがんの医療提供体制】

これまで、5 大がん(胃、肺、大腸、肝臓、乳)を中心としてがん対策を推進してきたところであり、5 大がん以外のがんに対する医療の状況については、十分に把握されていない状況です。

5 大がん以外のがんについては、その現状把握を行うとともに、拠点病院との連携体制 や県民への情報提供体制を構築していくことが求められています。

なお、血液がんについては、現在診療が可能な病院の情報を公開するとともに、各医療機関の連携体制の構築が求められています。また、造血幹細胞移植の実施に当たっては、ドナーの確保(平成23年度末現在県内ドナー登録者数3,206人)のために骨髄移植推進財団(骨髄バンク)等と連携を図り、ドナー登録の推進を図ると同時に、献血の拡大のために若年層に対する普及啓発の推進など関係機関との協力体制を構築することが重要です。

【小児がんに対する医療提供体制】

小児がんについては、小児の病死原因第1位となっています。また、年間患者数が2,000人から2,500人と少なく、小児がんを取り扱う医療機関も約200と推定され、医療機関によっては少ない経験の中で小児がん医療が行われている可能性があり、小児がん患者に

とって必ずしも適切な医療が受けられていない可能性が懸念されています。

そのような実態を背景に、国のがん対策推進基本計画において、全国に「小児がん拠点病院」を指定し、専門家による集学的な医療の提供を行うとともに、情報の集約・発信、診療実績などのデータベース化などにより、全国の小児がん関連施設との連携体制を構築していくこととされたところです。

島根県においては、島根大学医学部附属病院が、特定非営利活動法人日本小児血液・がん学会の「日本小児血液・がん専門医研修施設」の認定を受け、小児がん診療を適切に提供する体制を整えるとともに、専門医の育成、臨床研究の推進、基礎研究の開発等を行っているほか、島根県県立中央病院、松江赤十字病院においても、小児がんの一部について診療可能です。

しかしながら、現時点において、県内で国の示す小児がん拠点病院の要件を満たす病院 はないことから、近隣の都道府県で小児がん拠点病院に指定された病院と連携体制を構築 することが重要です。

小児がん患者は、長期にわたって日常生活や就学・就労に支障を来すこともあることから、診療側における長期フォローアップ体制、診断後の患者の教育体制や自立支援、患者を支える家族に向けた支援など、長期的な支援体制を整えることが課題となっています。

また、小児がん患者が不安なく日常生活を送るためには、周りの理解・協力が必要となることから、小児がんに関する正しい知識の普及啓発が重要です。

県内の病院における小児がん診療の状況

	松江日赤	県立中央	島根大学
小児脳腫瘍	\circ	0	0
小児の眼・眼窩腫瘍	0		0
小児悪性骨軟部腫瘍			0
その他の小児固形腫瘍			0
小児血液腫瘍			0

出典: 「平成 24 年がん診療連携拠点病院現況報告」

施策の方向性及び取り組むべき対策

(1) がん医療連携体制の強化

▶拠点病院等のあり方検討及び情報提供の推進

国において、拠点病院のあり方に関する検討会が設置され、拠点病院の指定要件をはじめ、国民に対する医療支援や診療実績等の情報提供の方法、拠点病院の客観的な評価等について議論が進められることとなっています。本県においても、国の動きを踏まえて、拠点病院等のあり方について随時検討し、その機能等について情報提供を図っていきます。

▶がん医療の地域連携体制の確保

拠点病院のない2次医療圏域(雲南、大田、益田、隠岐)、の住民に対するがん医療提供体制の確保について、東部地域との連携体制等を見据えた検討を行い、県内におけるがん医療の地域間連携体制を確立します。

▶地域連携クリティカルパスの推進

「しまね医療情報ネットワーク(まめネット)」を活用するなど地域連携クリティカルパスの効果的な運用を推進し、がん患者にとってスムーズな病病連携、病診連携ができる体制整備を行うとともに、医療従事者やがん患者に対して地域連携クリティカルパスの利便性等の普及啓発を実施します。

- 拠点病院等の診療内容・実績等の機能に関する状況の調査
- ●状況調査を踏まえた、拠点病院等の診療情報・実績の公表・周知
- ●状況調査を踏まえた拠点病院等の評価の実施及び評価に基づくがん対策に積極的に 取り組む拠点病院等への重点的支援(予算の重点的配分など)
- ●状況調査による現状を踏まえた、2次医療圏単位の医療連携体制の構築及び人材育成の推進
- ●地域連携クリティカルパスについて、医療従事者や患者に対するポスター、チラシ 等による普及啓発
- ●がん診療ネットワーク協議会地域連携部会における、全県統一様式の作成を含めた 地域連携クリティカルパスの効果的な運用の推進

★数値目標 「地域連携クリティカルパスの年間新規適用患者数」

指標	現状値	目標	票値
有 惊 	(H24年度)	H27年度	H29年度
拠点病院及び準じる病院における、新規に地域 連携クリティカルパスを適用した患者数(1年 間の延べ数:同一患者のパス内容の変更は含ま ない)	270人	600人	1,100人

(2) 各医療機関における医療提供機能の充実

▶ チーム医療の体制整備

拠点病院等において、キャンサーボードを設置することにより、がん患者に対する治療 方針について、多職種による総合的な検討がなされるチーム医療の体制づくりを支援しま す。

▶インフォームド・コンセント、セカンドオピニオンの体制整備

医療機関におけるインフォームド・コンセントの適切な実施、患者がセカンドオピニオンをいつでも適切に受けられる体制づくりや普及啓発を実施します。

▶がん診療の実態把握

拠点病院等におけるがん診療において、がん患者の診療待ち時間等の実態を把握し、その解消等に向けた対策を実施します。

- ●国立がん研究センターが実施する、チーム医療にかかる研修会等に拠点病院等が参加する場合の経費支援
- ●がん診療ネットワーク協議会等の場を通じ、医科歯科連携や管理栄養士、リハビリスタッフなども含めた多職種によるチーム医療体制の構築
- ●病院や島根県医師会等と連携したインフォームド・コンセント及びセカンドオピニオンに係る普及啓発の実施

★数値目標 「セカンドオピニオンを実施する病院数」

指標	現状値 (H24年度)	目標値 H29年度	備考
セカンドオピニオン を実施する病院数	21 病院	28 病院	拠点病院等 28 病院すべてにおいて、 1 つ以上のがんに対するセカンドオピニオンの実施を目標とする

(3) 手術療法、化学療法、放射線療法の推進及び医療従事者の育成

▶ 2 次医療圏単位における医療連携体制の構築

拠点病院等において、手術療法、化学療法、放射線療法が適切に実施されるよう、各 2 次医療圏単位における機能分担と連携体制の構築を図ります。

▶ がん医療従事者の育成支援

手術療法、化学療法、放射線療法などがん医療に精通した医療従事者(医師、看護師、薬剤師等)について、キャリア形成支援を行う「しまね地域医療支援センター」と連携を図りながら、資格取得等について支援を実施します。

また、医科・歯科連携により、がん患者の口腔機能の向上・維持、合併症予防や QAL の向上に繋がる口腔ケアの取組を進めるとともに、がん患者が病状に応じて苦痛なく日常 生活動作ができるよう、食事療法などによるがん患者の栄養管理や適切なリハビリテーションを実施する専門スタッフの育成を支援します。

がん患者・家族に対する社会的・精神的サポートを担い、医療従事者とがん患者をつなぐ医療ソーシャルワーカーの育成を支援します。

▶ 病理専門医の育成支援

不足する病理専門医の育成を図る医療機関に対し、専門医資格取得における支援を実施 します。

- 2 次医療圏単位の医療連携体制の構築及び人材育成の推進
- 拠点病院等におけるがんに精通した医療従事者の育成に係る経費の支援
 - *研修会や専門資格取得のための講習会等への参加費用助成
 - *看護師に対するがんの知識・技術を習得するための研修会等の開催

★数値目標 「がん医療に携わる医療従事者数」

	指標	現状値	目標	票値	備考
	指標	(H24年度)	H27年度	H29年度	加
	がん手術療法に携わる 外科系医師数	301人	320人	350人	各拠点病院等でがんの手術に携わる外科系 医師
医 師	がん薬物療法に精通し た医師数	6人	8人	10人	日本臨床腫瘍学会認定「がん薬物療法専門 医」
	放射線療法に精通した 医師数	6人	8人	10人	日本放射線腫瘍学会認定「放射線治療専門医」
	がん看護に精通した看 護師数	1人	3人	5人	日本看護協会認定「がん看護専門看護師」
_	がん薬物療法に精通し た看護師数	6人	14人	20人	日本看護協会認定「がん化学療法看護認定 看護師」
看 護 師	放射線療法に精通した 看護師数	0人	3人	5人	日本看護協会認定「がん放射線療法看護認 定看護師」
	乳がん療法に精通した 看護師数	2人	6人	10人	日本看護協会認定「乳がん看護認定看護師」
	摂食嚥下療法に精通し た看護師数	3人	9人	15人	日本看護協会認定「摂食嚥下障害看護認定 看護師」
薬剤師	がん薬物療法に精通し た薬剤師数	10人	12人	15人	・日本病院薬剤師会認定「がん薬物療法認定薬剤師」・日本医療薬学会「がん専門薬剤師」
放射線	放射線療法に精通した 放射線技師数	9人	11人	13人	日本放射線治療専門技師認定機構認定に 「放射線治療専門放射線技師」
放射線療スタッフ	放射線療法の精度管理 を行う専門職数	9人	12人	15人	放射線治療品質管理機構認定「放射線治療 品質管理士」及び医学物理士認定機構認定 「医学物理士」
その	がん患者のチーム医療 に参画するリハビリス タッフ数	_	5人	10人	各拠点病院でがん患者のチーム医療に参画 するリハビリスタッフ数
の他の専門	がん患者のチーム医療 に参画する管理栄養士 数	I	5人	10人	各拠点病院でがん患者のチーム医療に参画 する管理栄養士数
の専門スタッフ	がん患者のチーム医療 に参画する医療ソー シャルワーカー数	_	6人	13人	各拠点病院でがん患者のチーム医療に参画 する医療ソーシャルワーカー数
	がんのリンパ浮腫療法 に精通した専門職数	7人	12人	16人	日本医療リンパドレナーシ協会認定「リンパドレナージセラピスト上級講習会修了 者」数

^{※「}がん手術療法に携わる外科系医師数」、「がん患者に携わるリハビリスタッフ数」、「がん患者の食事等に専門で携わる栄養士数」 については、現況報告等に併せて県で調査

[※]目標数値は、拠点病院における各職種の配置状況及び各2次医療圏域の状況を踏まえ設定

(4) 5 大がん(胃、肺、大腸、肝臓、乳)以外のがん・小児がんの対策

▶ 5 大がん以外のがんに関する診療情報等の情報提供

5 大がん以外のがん(子宮、前立腺、膵臓、口腔・咽頭など)における診療情報等について、拠点病院等の状況を把握するとともに、その情報を広く県民に対し情報提供します。

▶小児がんの診療体制・医療連携体制の構築

白血病を含む小児がんについて、近隣県の小児がん拠点病院と県内の小児がんに対応する病院との連携体制を構築するとともに、県内において、小児がん診療を実施する病院の診療体制、病院・診療所間の連携体制を強化し、適切な診療を提供できる体制を整備します。

▶小児がん患者及び家族への支援

小児がん患者の教育体制や自立支援、小児緩和ケアの体制整備や小児がん患者の家族への支援体制等について、小児がんに対応する病院と連携した支援を図ります。

▶小児がんに関する普及啓発の推進

医療従事者への研修を支援するとともに、一般県民に対して小児がんに関する正しい知識の普及啓発を推進します。

▶血液がん患者に対する支援

骨髄移植推進財団(日本骨髄バンク)やボランティア団体等との緊密な連携を強化しながら幅広い普及啓発活動を行うとともに、県内各地の献血会場等でのドナー登録会を実施し、ドナー登録者数の一層の促進を図ります。

また、学校と連携して献血に対する普及啓発を推進します。

- 5 大がん以外のがんにおける、拠点病院等の診療情報等の情報提供
- ●小児がんにおける、近隣県の小児がん拠点病院と県内の小児がん対応病院との連携体制の構築支援
- ●県内における小児がん診療を実施する病院間の連携体制の構築支援
- ●小児がん患者の教育や自立支援及び小児がん患者を持つ家族への支援体制の構築
- ●小児がんに関する普及啓発活動の実施
- ●骨髄移植のドナー登録の普及啓発及びドナー登録会の実施

★数値目標 「ドナー登録者数」

指標	現状値	目標	票値
指	(H23年度)	H27年度	H29年度
骨髄移植推進財団(日本骨髄バンク)のドナー 登録者数	3,206人	3,700人	4,050 人

4. 緩和ケアの推進

現状と課題

緩和ケアとは、「生命を脅かす疾患による問題に直面している患者とその家族に対して、痛みやその他の身体的問題、心理社会的問題、スピリチュアルな問題を早期に発見し、的確なアセスメントと対処を行うことによって、苦しみを予防し、和らげることで、QOLを改善するアプローチである。」(WHO:世界保健機関)とされています。

したがって、緩和ケアは精神心理的、社会的苦痛を含めた全人的な対応が必要であり、 その対象者は、患者のみならず、その家族や遺族も含まれています。

そのような背景から、従来の島根県がん対策推進計画における重点施策に「診断早期からの緩和ケアを提供する体制の確立」を掲げ、拠点病院を中心とした緩和ケアチームの整備、がん診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催支援、入院から在宅まで切れ目のない緩和ケア提供体制の構築のためのモデル事業の実施などに取り組んできました。

【緩和ケアに携わる医療従事者の状況】

緩和ケアを推進していくためには、がん診療連携拠点病院等に緩和ケアに係る専門スタッフ(医師、看護師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー、栄養士、リハビリスタッフなど)が配置されていることが重要です。

医師については、緩和ケアの基本的知識・技術を習得することを目的に各がん診療連携拠点病院等で「緩和ケア研修会」を開催しているところであり、平成24年3月末現在で403名の医師が修了しています。今後は、さらに緩和ケアの知識・技術を有した医療従事者の人材育成を進めていくとともに、研修内容の充実や既修了者に対する質の確保が求められています。

看護師については、平成24年11月末現在において、日本看護協会が認定する「緩和ケア認定看護師」が11名、「がん性疼痛看護認定看護師」が2名となっており、人数は

増えて来ていますが、まだ必ずしも充足しているとはいえません。また、県としては、緩和ケア提供体制の充実を図る観点から、緩和ケアアドバイザー養成研修事業を実施して緩和ケアの知識・技術を有する看護師の育成を図っています。

薬剤師については、平成24年4月1日現在において、日本病院薬剤師会が認定する「がん薬物療法認定薬剤師」が9名、日本医療薬学会が認定する「がん専門薬剤師」が1名、また、日本緩和医療薬学会が認定する「緩和薬物療法認定薬剤師」が2名となっていますが、まだ必ずしも充足しているとはいえません。

【病院における緩和ケアの提供体制】

現在、緩和ケア病棟を有する医療機関は、松江市立病院(22 床)、島根大学医学部附属病院(21 床)、独立行政法人国立病院機構浜田医療センター(15 床)の3病院であり、また、緩和ケアチームを編成している病院は、拠点病院、推進病院のほか、7か所の情報提供病院の合計13病院です。(がん対策に関する病院実態調査より:島根県独自調査)

しかしながら、緩和ケア提供体制には病院毎に実績や提供体制などに格差が見られることから、院内の連携体制や医師以外の医療従事者(看護師、薬剤師、リハビリスタッフ、管理栄養士、医療ソーシャルワーカーなど)との役割分担など、院内における緩和ケア提供体制の充実が求められています。

【在宅緩和ケアの提供体制】

緩和ケアの必要な入院患者が、退院して在宅や施設等で継続した緩和ケアを受けることができるよう、拠点病院をはじめとする入院医療機関が、在宅緩和ケアを提供できる診療所等と連携し、患者とその家族の意向に応じた切れ目のない在宅医療提供体制が求められます。

また、在宅で緩和ケアを受けている患者が急変した場合等において、病院がかかりつけ 医や訪問看護師からの相談に応じたり、緊急入院の受け入れを行う体制の確立が求められ ます。

さらに、在宅における疼痛への対応や抗がん剤等の治療に際し、かかりつけ医と薬局薬剤師との連携が必要であると同時に、「麻薬取扱薬局」や「無菌調剤薬局」の拡大に向けての検討が重要です。

【緩和ケアの研修】

多様化する医療用麻薬をはじめとした身体的苦痛緩和のための薬剤(医療用麻薬等)の 迅速かつ適正な使用と普及を図る必要があり、緩和ケア研修会等を通じたて、かかりつけ 医等の理解を深める取組を実施しています。

【緩和ケアに関する県民の意識】

平成 23 年度に実施した「がんに関する県民意識調査」によると、「緩和ケアの意味を十分知っていた」と回答した者は 11.6%にとどまり、「終末期の患者だけを対象とすると思っていた」31.4%、「病院、緩和ケア病棟など限られた場所でしか行われないと思っていた」29.8%など、緩和ケアに関する県民の関心は未だ十分に県民に浸透していないといえます。

また、医療従事者においても、緩和ケアの概念についての理解、緩和ケアががんと診断された時から実施されることなどについて、十分な理解が得られているとは言い難い状況です。

平成23年度「がんに関する県民意識調査」(島根県調査)

- Q 「緩和ケアについて、あてはまることをあげてください」
- A ・緩和ケアの意味を十分知っていた(11.6%)
 - ・終末期の患者だけが対象だと思っていた(31.4%)
 - ・緩和ケア病棟などの限られた場所でしか行われないと思っていた(29.8%)
 - ・よく知らないが聞いたことはある(26.5%)
 - ・知らなかった(22.9%)

施策の方向性及び取り組むべき対策

(1)緩和ケアに携わる医療従事者の育成

▶緩和ケアの基本的な技術等を習得するための研修会の実施

医療従事者に対する緩和ケア研修会を、拠点病院、医師会等と連携を図りながら継続的に実施し、がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得することを目標とします。

▶緩和ケアに携わる医療従事者を育成するための各種支援の実施

拠点病院など緩和ケアを提供する医療機関において、緩和ケアチームなどを組織するなどの緩和ケアを提供する体制の整備・充実を促します。そのため、各病院における緩和ケアに携わる医療従事者の育成のために必要な各種支援を実施します。

【主な施策】

- ●医師に対する緩和ケア研修会の開催
- ●医師以外の医療従事者に対する緩和ケア研修会の開催
- ●緩和ケア研修会修了者に対するフォローアップ研修会の開催
- ●医療従事者育成支援事業(各種学会等が実施する研修会、資格取得講習会等に参加する経費について助成)
- ●緩和ケアアドバイザー育成研修事業の実施
- ●各拠点病院の緩和ケアに携わる医療従事者(医師、看護師、薬剤師、リハビリスタッフ、管理栄養士、医療ソーシャルワーカー等)の連携会議の開催支援

★数値目標 「緩和ケアに携わる医療従事者数」

指標	現状値	目標	票値	備考
14 1	(H24年度)	H27年度	H29年度	畑 写
緩和ケアの基本的技 術を習得した医師数	509人	800人	1,000人	国が示す研修内容に基づく「緩 和ケア研修」を修了した医師数
緩和ケアに精通した 看護師数	11人	17人	22人	日本看護協会認定の「緩和ケア 認定看護師」数
がん性疼痛ケアに精 通した看護師数	2人	8人	13人	日本看護協会認定の「がん性疼 痛看護認定看護師」数
がん緩和薬物療法に 精通した薬剤師数	2人	4人	6人	日本緩和医療薬学会認定の「緩 和薬物療法認定薬剤師」数

[※]各目標数値は、これまでの実績、各病院の現状及び育成方針等を勘案して設定

(2) 在宅における緩和ケア提供体制の推進

▶ 2次医療圏における在宅を含めた緩和ケア提供体制の整備

在宅における緩和ケアを推進するため、各2次医療圏域を単位として、保健所、医療機関、介護・福祉施設、保険薬局、患者団体等で構成する「緩和ケアネットワーク会議」を設置し、入院から在宅に至る切れ目のない緩和ケア提供体制を確立します。

▶県全体における在宅を含めた総合的な緩和ケアの推進

2次医療圏ごとの取組を踏まえ、島根県緩和ケア総合推進委員会において、県全体における在宅を含めた総合的な緩和ケアのあり方について検討し、入院から在宅に至る切れ目のない緩和ケア提供体制を確立します。

【主な施策】

- ●緩和ケアネットワーク会議における圏域内の在宅緩和ケア提供体制の整備
- ●緩和ケア総合推進委員会における、県全体での在宅を含めた総合的な緩和ケアの推 進

(3)緩和ケアの普及啓発

▶緩和ケアを普及啓発するための講演会等の実施

緩和ケアについて、住民の正しい理解を深めるため、県、保健所、医療機関等が連携して、緩和ケアの啓発を図るための講演会・座談会等を開催します。 のない緩和ケア提供体制を確立します。

- ●県、保健所、医療機関等による緩和ケア啓発のための講演会等の実施
- ●「がんサポートブック(地域の療養情報)」の作成による患者への緩和ケア情報の提供

5. 患者・家族等への支援

現状と課題

がんと診断された患者やその家族にとって、がんに関する相談をする場や、同じ患者・家族と交流をする場があることは、療養生活にとって重要であり、身近なところでがんに関する情報を得たり、情報交換ができたりする場が求められています。

県内5か所の拠点病院及び推進病院には、「がん相談支援センター」が開設されており、 医療ソーシャルワーカーや看護師等の専任相談員ががんに関する相談に対応しています。 また、県民がより身近なところでがん相談ができるよう、県が独自に指定した「情報提 供病院」においても、医療ソーシャルワーカー等の相談員が相談支援を行っています。

がん相談支援センターの相談員配置状況

	がん相談員の配置状況							
医療機関名	専従 (8割以上)		専任 (5割以上8割未満)		兼任 (5割未満)			
島根大学医学部附属病院	社会福祉士	1名			社会福祉士 看護師	2名 1名		
松江市立病院	看護師	1名	社会福祉士	1名	社会福祉士	1名		
松江赤十字病院	社会福祉士	1名	 社会福祉士 	1名	社会福祉士	1名		
島根県立中央病院	社会福祉士	1名	社会福祉士	2名	社会福祉士	1名		
浜田医療センター	看護師	1名	社会福祉士	1名	看護師	2名		
益田赤十字病院					社会福祉士	1名		

※平成24年度 がん診療連携拠点病院等現況報告による(平成24年9月1日現在 相談員基礎研修会を受講済みの相談員数)

【がん相談支援センターの周知状況】

がん相談支援センターについて、各病院での取組やマスコミの活用などの認知度向上対策を進めていますが、認知度は平成24年の目標値(60%)に達していない状況です。

平成 23 年度がんに関する県民意識調査(島根県調査)

- Q 「がん相談支援センターを知っていましたか」
- A · 知らなかった(50.5%)
 - ・聞いたことはあるが、どこにあるかは知らなかった(23.8%)
 - ・利用したことはないが、知っていた(22.5%)
 - 利用したことがある(1.5%)

平成 24 年度がん患者意識調査(島根県調査)

- Q 「がん相談支援センターについて知っていましたか」
- A · 知らなかった(47.0%)
 - ・知っているが、利用したことはない(40.0%)
 - 利用したことがある(5.9%)

がん相談支援センターの認知度向上だけではなく、患者を相談員につなげていく仕組み の検討など相談支援体制の改善や、さらなる情報提供や精神面に対するサポートなど相談 支援機能の充実が望まれています。

相談内容の例

- ・治療の選択
- ・今後の病状への不安
- ・高額な医療費の相談 ・ 医療スタッフとのコミュニケーション
- ・家族へどのように病気を伝えるのか

など

【相談支援体制の連携】

拠点病院と地域の病院との連携が不十分で、相談支援がうまくつながらないという患者 からの声があります。

がん患者やその家族の不安を解消するためには、身近なところで安心して相談ができる 体制を充実していく必要があることから、県内の医療機関でがん相談に携わっている医療 ソーシャルワーカーや看護師等を対象とした「島根県がん相談員等研修会」を実施してい ます。平成24年度は、情報提供病院等から延べ107名が研修を受講しています。

【ピアサポート】

がん患者やその家族にとって、同じ体験を持つ患者仲間(ピア)の立場から心のケアを 行う「ピアサポート」が果たす役割は大きいものがあります。

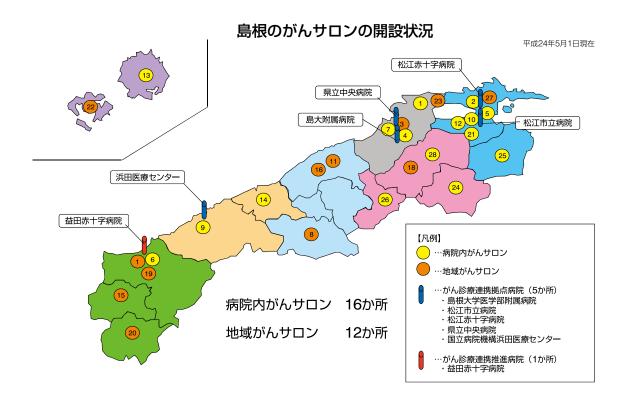
がん患者等との意見交換会においても、「ピアサポートの充実が必要」、「がん患者でないとできないサポートがあるはず」、「養成されたピアサポーターが活動する体制づくりが必要」という意見が挙げられるなど、ピアサポートの充実が望まれています。

ピアサポーターには、がん関する医療の制度や症状等の専門的知識を持ち、自らの患者体験と心得を基に患者・家族に寄り添いながらサポートしていくことが求められており、このようなピアサポーターを養成するための研修プログラムの作成及び研修の実施について、島根県立大学出雲キャンパスへの事業委託により平成23年度から開始しています。

ピアサポート……がん体験者が、新たにがんにかかった患者や家族を支援する取組 ピアサポーター……ピアサポートを行う患者

【がんサロンの状況】

県内には、がん患者間の交流や情報交換を目的とした患者団体があるほか、がん患者や家族、遺族の方々がお互いの療養体験を語り、励ましあうとともに、情報交換や意見交換、学習会などを行うことを目的とした交流の場である「がんサロン」が 28 か所(平成 24年5月現在)開設されています。病院内に開設されている「院内がんサロン」が 16 か所、公民館や保健所などで開催されている「地域がんサロン」が 12 か所となっています。第1期のがん計画が策定された平成 20年3月時点では 19カ所でしたが、その後も9カ所開設され、県下に広がっています。



がんサロンでは、患者・家族が自由に訪れ、悩みや不安を話し合ったり、情報交換したりすることを基本的な活動としながら、サロン独自の様々な活動が実施されています。例えば、がん医療や医療機能などに関する学びの場の提供、患者のための医療実現を目指して行政と協働する場、傾聴・ピアサポート活動、未来の医療人の育成の場(教育との連携)、がんの予防・検診等の普及啓発活動、がん対策募金活動への参加などがあります。こうした活動により、がんサロンは患者・家族にとって重要な役割を担っています。

平成 24 年度に実施した「がん患者意識調査」では、がん患者の 47.3%が「がんサロンを知らなかった」と回答している状況です。

平成 24 年度がん患者意識調査(島根県調査)

- Q 「がんサロンを知っていましたか」
- A · 知っていた(44.5%)
 - ・聞いたことはあるが、どのような活動をしているか知らない(19.7%)
 - ・知らなかった(27.6%)

【患者・家族への情報提供】

県ホームページ「しまねのがん対策」内に、「県内のがん患者団体・支援団体の情報」のコーナーを設けて、県内の患者団体やがんサロンの活動内容の紹介、学習会等のお知らせを掲載しており、ホームページを通じての患者団体・がんサロン間の情報交換・活動交流の場となっています。

「しまねのがん対策」は、島根県ホームページのトップページに掲載し、アクセスしやすい工夫を行っていますが、がんサロンにとってさらに活用しやすい工夫をしていくことが課題です。

また、患者・家族への情報提供について、パソコンを利用しない方もあることから、ホームページ以外の手法(新聞、市町村の広報等)の検討が課題となっています。

【患者・家族との意見交換】

がん患者・家族のニーズを踏まえ、意見をがん対策に反映させるため、患者・家族等と拠点病院等、県との意見交換会を開催しています。

平成 23 年度からは、より多くの意見を聞くため圏域別の意見交換会を実施していますが、地域性や参加する当事者のニーズが異なっていることもあり、圏域の状況やニーズを踏まえたテーマ設定等の検討が課題です。

また、患者団体の役員やがんサロンのお世話役を担っている方々を支えていくため、患者・家族からの提言などをテーマにした研修会を開催して、活動の参考にしてもらっています。

【がん患者の就労及び経済的負担の状況】

国の研究班によると、がんに罹患した勤労者の30%が依願退職し、4%が解雇されたとの報告があり、患者・家族の中には就労を含めた社会的な問題に直面している方が多い状況です。

県内でもがん患者の就労を含めた社会的な問題があり、実際に相談支援センターに相談されている状況がありますが、詳細な実態は必ずしも把握されておらず、実態の把握と、 実態に合わせた対策の検討・実施が課題となっています。

また、「がん患者意識調査」によると、約7割の患者が経済的な負担が大きいと回答しており、負担を軽減する方策が求められています。

平成 24 年度がん患者意識調査(島根県調査)

- Q 「がんの治療にかかった費用の負担感はどの程度ですか」
- A ・とても負担が大きい(34.4%)
 - ・やや負担が大きい(36.1%)
 - ・あまり負担ではない(13.2%)
 - ・負担ではない(3.9%)

施策の方向性及び取り組むべき対策

(1) がん相談支援体制の充実

▶がん相談支援センターの認知度向上対策の強化及び相談支援体制の充実

がん相談支援センターの認知度向上対策を強化するとともに、研修の実施による医療 ソーシャルワーカーの育成等により相談支援体制の充実を図ります。対策の強化・充実に あたっては、患者団体やがんサロン等と連携し、患者・家族が円滑に相談窓口につながる ことを目指します。

- ・医療従事者から患者への周知の推進
- ・行政やメディア等関係する機関と連携した周知の推進
- ・患者家族が必要とする情報提供の充実
- ・専門家等による精神面に対するサポートの強化
- ・他の相談機関との連携や推進相談員研修の実施

▶情報提供病院における相談機能の向上

患者・家族にとってより身近な情報提供病院についても、がん相談機能の向上を図ると

ともに、拠点病院のがん相談支援センターとの連携を進め、拠点病院を中心とした相談支援体制を充実・強化します。

▶ピアサポートの充実

患者・家族からの要望が多いピアサポートの推進のため、ピアサポーターの養成研修を引き続き実施していきます。

また、養成されたピアサポーターをマネジメントする機関や相談場所、ピアサポーターとがん相談支援センターのがん相談員との連携等、ピアサポートの活動体制の充実を図ります。

【主な施策】

- ●がん相談支援センターについて、患者家族及び県民への周知
- ●がん相談員研修の実施
- ●ピアサポーターの養成及び活動体制の整備

★数値目標 「がん相談支援センターの認知度」

指標	現状値	目標	票値
有 惊 	(H24年度)	H27年度	H29年度
拠点病院・推進病院に設置されている「がん相 談支援センター」の認知度	47.8%	50%	60%

(2) がん患者団体等への支援

▶がん患者団体等についての情報提供の充実

がんサロンや患者団体は患者・家族にとって重要な役割を持ち必要とされる場であることから、行政はもちろん、医療機関による情報発信を進めます。

また、患者団体やがんサロンのニーズに応じ、県ホームページ「しまねのがん対策」による情報提供を推進します。

▶患者・家族との意見交換会の実施

引き続き、がん患者・家族と県及び拠点病院等との意見交換会やがんサロン間の意見交換会を実施していきます。実施にあたっては、参加者のニーズに合わせたテーマの設定や、がん相談員やピアサポーター等の患者家族支援者や事業所等の参加も検討し、内容の充実を図っていきます。

【主な施策】

- ●がんサロンや患者団体に関する情報提供の充実
- ●がん患者・家族を対象とした意見交換会や研修等の実施

★数値目標 「意見交換会の開催回数」

指標	現状値	目標値		
1日 1示	(H24年度)	H27年度	H29年度	
がん患者・家族等と県・拠点病院との意 見交換会の開催	10 🛭	年 10 回以上	年 10 回以上	

(3) がん患者の就労を含めた社会的な問題への対応

▶事業所等への周知や働きかけ

患者の就労を含めた社会的問題の理解促進のために、事業所等職場関係者への周知や働きかけをしていきます。実施にあたっては、中小企業が多いという県内の実態等も踏まえ、業界団体や商工会議所等の中小企業支援団体、地域・職域連携健康づくり推進協議会などとも連携していきます。

- ・事業所の衛生管理者への研修等の場での働きかけの検討・実施
- ・患者支援に取り組む事業所への支援方策の検討

▶就労等の問題に関する相談支援体制の整備

就労等に関する相談支援を強化するため、がん相談支援センターとハローワーク等の就 労関係機関との連携を図る等、就労や経済的な問題に関する相談支援体制を検討・整備し ていきます。

また、就労や経済的問題に関する情報提供を促進するため、相談先や支援制度等を記載した冊子の患者・家族への配布を検討のうえ実施します。

▶就労に関するニーズや課題等の調査及び対策の実施

個々の働く患者にとって治療と就労を両立させて、満足度が高い就労のかたちを実現することが大切です。そのため、県内における就労に関する状況やニーズ、課題を明らかにし、その実態に応じた対策について検討のうえ実施していきます。

▶患者の経済的負担を軽減するための支援

患者の経済的負担の軽減について、実現可能な支援方法を検討・実施していきます。

- ●職場関係者向け研修会等での事業所等への周知・働きかけ
- ●相談先や支援策等を記載したがんサポートブック(地域の療養情報)の作成・配布
- ●就労に関するニーズや課題等の調査実施・対策検討

6. がん登録の推進・活用

現状と課題

がん対策を推進していくためには、がんの発生動向を的確に把握することが不可欠です。 また、がんの医療水準を的確に評価するためには、がん患者を登録し、登録した患者のそ の後の状況を追跡していくことが必要です。

こうしたことから、登録後の追跡調査も含めた精度の高いがん登録は、がん対策を行う ための基礎データの収集分析のみならず、がん対策の評価を行う上でも非常に重要です。

がん登録には、「院内がん登録」「地域がん登録」「臓器別がん登録」の3つの方法があります。県内においては、肺がんや子宮がんをはじめ一部の臓器についての「臓器別がん登録」が行われていましたが、各医療機関において、受診した全てのがん患者を対象とした「院内がん登録」が平成17年から一部の病院で開始されています。がんと診断された患者を県が登録・集計する「地域がん登録」は、平成22年から開始されています。

がん登録を行うにあたっては、診療記録・診療情報を管理する専門職である診療情報管理士の配置が重要です。診療情報管理士は、日本病院会が認定する資格であり、県内の拠点病院等のがん登録部署に計38名が在籍しています。

【院内がん登録の実施状況】

「院内がん登録」は、平成 24 年 12 月時点において県内全ての拠点病院を含む 12 病院が行っています。実施機関数は増加傾向にありますが、医療機関における実施体制が整わないことから伸び悩んでいます。

【地域がん登録の実施状況】

「地域がん登録」については、平成22年度より島根大学医学部附属病院に島根県地域がん登録室を設置して地域がん登録事業を開始し、平成24年12月現在、28病院が登録事業に参加しています。

集計されたデータの精度を高めるための「遡り調査(死亡票によりがん死亡が判明した未登録者について、死亡診断した医療機関に罹患情報を問い合わせる調査)」についても、28 病院以外の病院や診療所の協力を得て実施していますが、参加医療機関を拡大しデータの精度を高めていくことが今後の課題となっています。

【がん登録の実施者を対象とした研修】

「島根県がん診療ネットワーク協議会がん登録部会」の主催により、地域がん登録を行う実務者向けの研修会や院内がん登録担当者向けの研修会を開催しており、がん登録の精度の向上を図っています。(平成 20 年以降、24 年 12 月まで、研修会を 9 回開催)

【がん登録の活用状況】

がん登録の意義と内容については、必ずしも十分に理解されているとはいえません。 また、地域がん登録の集計結果は報告書としてとりまとめ、県のホームページ等で公開 していますが、集計から公開までの期間を短縮することが課題となっています。

研究のための地域がん登録データ利用については、申請手続きを定めて実施していますが、これまでに3件の申請に止まっており、活用が課題となっています。

なお、国立がん研究センターが集計した院内がん登録全国データについては、平成24年7月から拠点病院及び都道府県において研究目的で利用することが可能になっています。

施策の方向性及び取り組むべき対策

(1) がん登録の推進

▶院内がん登録の実施医療機関の促進

県内の医療機関に対し、基本的な収集項目として定められた標準登録項目による院内がん登録の実施を働きかけ、院内がん登録が実施可能な医療機関に対しては、「がん診療ネットワーク協議会」を通じて参加を促すことにより、院内がん登録実施医療機関の増加を目指します。

▶地域がん登録の精度向上

今後もがん登録実務者向け研修会を開催し、がん登録の精度向上を図っていきます。 県内の医療機関に対し、地域がん登録の実施及び研修への参加を働きかけ、地域がん登録の参加医療機関の拡大を目指します。

がん登録作業の効率化について、今後、島根医療情報ネットワーク(まめネット)の活用も含めて検討し、効率化を進めていきます。

- ●がん診療ネットワーク協議会を通じた院内がん登録の実施の働きかけ
- がん登録実務者向け研修会の実施

★数値目標 「院内がん登録の実施医療機関数」

指標	現状値	目標	票値	
1日 1宗	(H24年度)	H27年度	H29年度	
標準登録項目に沿った院内がん登録を実施 し、県内集計に参加している医療機関数	12 か所	14 か所	16 か所	

★数値目標 「地域がん登録の登録精度指標」

指標	現状値	目標	票値	
19 1宗	(H24年度)	H27年度	H29年度	
がん登録精度 DCN(死亡情報で初めて把握された症例/罹患数)	28.6%	20%未満	10%未満	

(2) がん登録の活用

▶地域がん登録の周知

地域がん登録について、県民や医療関係者に周知するため、積極的な広報活動を推進していきます。

▶がん登録データの分析体制の構築及び活用

今後のデータの蓄積に伴い、研究目的でのデータ活用促進を行うとともに、がん登録データを分析する体制を構築します。

- ●地域がん登録について、県民や医療関係者等への広報を実施
- ●がん登録データ利用方法を研究者へ周知
- ●がん登録データの分析体制の構築

7. がんに関する普及啓発・情報提供の推進

現状と課題

【がんに関する普及啓発の取組状況】

県民に対するがんの普及啓発については、各種団体が様々な形で実施しており、島根が ん対策キャンペーン「知ろう、語ろうがんのこと」等を継続的に開催してきました。

また、がん患者との連携による「がん検診啓発サポーター活動」や、事業所との連携による「がん検診啓発協力事業所」、島根大学や県立大学の学生との連携によるキャンペーン活動など、連携することでより効果的となる取組を進めています。

このような取組の結果、がん検診受診者数は増加傾向にあります。

【がんに関する県民の意識】

平成23年度に実施した「がんに関する県民意識調査」によると、全体の94.5%が「がんはこわい」との印象を持っています。一方、「こわくない」と思っている人は4.8%となっています。

平成 23 年度がんに関する県民意識調査(島根県調査)

- Q 「がんについてどのような印象をお持ちですか」
- A ・こわい (55.0%)
 - ・どちらかといえばこわい(39.5%)
 - ・どちらかといえばこわくない(3.6%)
 - ・こわくない(1.2%)

【がんに関する情報提供の状況】

がん患者意識調査や意見交換会によると、必要とする相談につながらないことや、必要とする情報が入手できないことがまだまだ多く見られ、情報提供の充実が望まれています。

がんに関する情報としては、がん予防に関する情報、がん医療機能に関する情報、患者 支援に関する情報などがあります。このうちがん予防に関する情報は、県ホームページの 「健康長寿しまねの推進」及び「健康増進対策」に、がん医療機能及び患者支援に関する 情報は「しまねのがん対策」に掲載しています。

がん患者や家族の方からは、特にがん医療機能等に関する情報提供が求められています。

- ・がん患者等との意見交換会において、「患者にとって病気に関する情報が少ない」、 「患者に情報が入らない、がん治療についてもっと病院から説明してもらいたい」 等の意見があります。
- ・平成 24 年度がん患者意識調査(島根県調査)によると、「がんの診断や治療を通してどのようなサポートがあれば良かったと思いますか」との問いに対し、「医療従事者によるがん医療やサービスについての情報提供サポート」を回答する方が全体の約 4 割を占め、最も多い状況です。

また、パソコンが利用できない方への情報提供が課題となっています。

H23 年 ICT(情報通信技術)に関する県民アンケート(島根県情報政策課調査)

インターネット利用率 全体 61.5%

49 歳以下 90%超

50 歳以上 34.5%

【がんに関する学習環境】

患者・家族や県民のがんについての学習環境を整備するため、平成 21 年度から県立図書館にがん関連図書の整備を行っていますが、最近では専門的な図書の利用が増えており、利用者のニーズに応じてさらなる充実が望まれます。

また、一部の病院では関連図書が整備されています。

県立図書館(松江市)におけるがん関連図書の整備状況

平成 21 年~23 年にかけて 836 冊を購入。

遠方のため来館できない方は、最寄りの公立図書館を通じて貸出が可能。

施策の方向性及び取り組むべき対策

(1) がんに関する普及啓発の推進

▶がんに関する知識などの普及啓発の推進

県及び市町村において、がん検診やがんの知識などの普及啓発をさらに進めていきます。

▶幅広い関係者と連携した啓発活動の実施

患者や企業、関係団体など幅広い関係者と連携した啓発活動を引き続き実施していきます。

【主な施策】

- ●がんに関する普及啓発イベントやキャンペーンの実施
- ●「がん検診啓発サポーター活動」や「がん検診啓発協力事業所登録」の実施

(2) がんに関する情報提供の推進

▶県及び市町村による情報提供の充実

県及び市町村において、がんに関する情報提供の充実を進めます。

また、ホームページ「しまねのがん対策」について、利用者のニーズに応じた最新かつ 正しい情報が提供されるよう充実を図ります。

▶ホームページ以外のメディア等による情報提供

新聞やテレビ等のメディアや、相談先や支援策等を記載した「がんサポートブック(地域の療養情報)」の配布など、ホームページ以外の有効な情報提供手段について、検討・利用を図っていきます。

▶医療機関からの情報提供の促進

拠点病院を含む全ての医療機関からの情報提供を促進していきます。

▶患者が必要とする情報の提供

各医療機関が実施している治療内容等、患者が必要とする情報について、検討のうえ、 提供していきます。

▶患者・家族の学習環境の整備

県立図書館におけるがん関連図書の整備等により、引き続き患者・家族の学習環境を整備していきます。

【主な施策】

- ●県ホームページやその他メディアによる情報提供
- ●がんサポートブック(地域の療養情報)の作成・配布

★数値目標 「県ホームページへのアクセス数」

指標	現状値	目標	票値
1日 1 示	(H24年度)	H27年度	H29年度
県ホームページ「しまねのがん対策」への アクセス数	月平均 7,860 件	月平均 9,000 件	月平均 11,000 件

8. がんに関する教育・研究の推進

現状と課題

【子どもに対するがん教育の状況】

本県では、「しまね教育ビジョン 21」の理念に基づき、「健やか親子しまね計画」「島根県健康増進計画」「島根県食育推進計画」と目的・目標を共有する「しまねっ子元気プラン」を平成 21 年度に策定し、全県一体となって、健康課題解決に向けた学校保健活動を推進しています。

このなかで、基本的生活習慣の確立と体力の向上、歯と口の健康づくりの推進、喫煙・ 飲酒・薬物乱用防止教育の推進等を掲げ、がんの一次予防として、食育や喫煙飲酒防止教 育等が学年に応じて行われています。

また、保健学習は、小学校3年から高等学校2年まで学習指導要領に基づいて実施されており、中学校では「健康な生活と病気の予防」の単元における小単元「生活習慣病とその予防」で「がん」という言葉を出して、健康的な生活習慣づくりの大切さの学習が行われています。

平成 22 年度から中学生、高校生に子宮頸がん予防ワクチンの接種が開始され、がん予防の大切さについての指導が行われました。今後は、がんの早期発見にはがん検診の受診が大切であることについても子どもの発達段階に応じた学習をしていくことが求められています。

【大学におけるがん医療従事者育成の状況】

島根大学医学部においては、がん医療の担い手となる高度な知識・技術を持つがん専門 医及びがん専門スタッフの養成を目指す「がんプロフェッショナル養成プラン」を他大学 と連携・協働して平成 24 年度から実施しています。

また、島根県立大学出雲キャンパスにおいては、市民・学生・行政や医療機関等の関係者・大学の4者の連携拠点として「地域連携ステーション」を大学内に設置し、情報発信など地域連携ステーションを中心にがんサロンをはじめとする地域の自主グループの支援を行いながら、地域基盤型の看護教育を実施しています。

【医療従事者やがん患者等に対する研修の状況】

医師や専門スタッフを対象とした緩和ケア研修会、がん相談員を対象とした研修会、がん検診従事者を対象とした講習会など、がんに携わる医療従事者の人材育成が進められています。

また、ピアサポーターやがん検診啓発サポーターなど、がん患者等を対象とした研修等

についても取組が進められています。

このような取組を継続的に実施していくためには、研修等の指導者となる人材の育成を 計画的に実施していくことが重要です。

【がんの基礎研究、臨床研究の状況】

県内の拠点病院においては、がんの臨床研究等が実施されています。

悪性リンパ腫などの特定のがんでは、少数ではあるものの、新規抗がん薬の治験も実施されるようになっていますが、各医療機関における臨床研究等の体制整備などが課題となっています。

施策の方向性及び取り組むべき対策

(1) 子どもに対するがん教育の推進

▶生活習慣の正しい知識と適切な自己管理能力の習得

がん予防を含め、生涯にわたる健康づくりのための望ましい生活習慣や定期的に検診を受けることの大切さについて、子どもが発達段階に応じて正しい知識と適切な自己管理能力を身につけていくことを目指します。

▶命の大切さを学び病気とともに生きる人に対する理解と意識づくり

人権教育の視点から、命の大切さについて学ぶとともに、がん患者を含め病気とともに 生きる人々に対する正しい理解と意識づくりを推進します。

【主な施策】

- ●教員へのがん教育の周知と理解を深めるための研修会等の開催
- ●地域の人材活用や効果的な教材利用等、関係機関と連携・協力したがん教育の実施

★数値目標 「保健学習以外でがんに関する取組を行う学校数」

指標	現状値 (H24年度)	H29年度 目標値
小学校(229 校)	14 校	229 校
中学校(104 校)	20 校	104 校
高等学校他(65 校)	14 校	65 校

※公立及び私立の学校数であり、高等学校他には特別支援学校も含む

(2) がん医療従事者等の育成・研究の推進

▶大学におけるがん専門医等医療従事者の育成

平成 25 年度に島根大学医学部に開設予定の「がん教育センター」において、化学療法、放射線療法、緩和ケアの各講座を設置し、がんプロフェッショナル養成プランと連携を図り、がん専門医等の育成はもとより、地域においてがん医療に携わる医療従事者の育成を図ります。

また、島根県立大学出雲キャンパスにおいて、がんサロンなどの自主グループでの学習や活動支援を行い、島根県の健康課題を認識し、地域に根付いた未来の医療人材の育成を行っていきます。

▶医療従事者やがん患者等に対する指導者の育成

医療従事者を対象とした研修(緩和ケア研修会、がん相談員研修会、がん検診従事者講習会など)や、がん患者等を対象とした研修(ピアサポーター養成研修、がん検診啓発サポーター養成など)等を継続的に実施していくため、指導者となる人材の育成を図っていきます。

▶がんの臨床研究等の推進

がんの臨床研究等に取り組む医療機関や研究者等に対する支援策を検討し、県内において、がんの臨床研究等が円滑に実施できる体制の構築を目指します。

^()内は平成24年度現在の学校数



第5章 計画の推進に係る各機関の役割

	佐竿の									教育		
分野	施策の 方向性	取り組むべき対策		県庁		保健所		市町村		県		市町村
	食生活や運動習慣等の生活習慣の	食生活の改善	0	・健康長寿しまね推進会議・食育食の 安全推進協議会で 取組練づくり応援店での食に関する ・健康づくりに対する情報提供の事業での ・選供の推進 ・調理師再教育 ・広報	0	・圏域健康長寿しまね推進会議食部会での取組の検討・調理師再教育の支援・ボランティア育成支援	0	・市町村健康づくり推進協議会食育推進検討会等での取組検討・各健康教育等における食生活改善指導の実施・食育月間・食育の日の取組み・食生活改善についての情報とは供・イベントの実施・ボランティアの育成	0	・「しプラを は から に がら から いっぱい から に から いっぱい から に から いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱ	0	・学校における食育の取組み・栄養教諭の活用・ PTA と食り 持した食育
	沽習慣の改善	運動習慣の推進	0	・健康長寿しまね推 進会議運動部会や 地域職域連携推進 協議会での取組検 討、実施	0	・圏域健康長寿しまね推 進会議運動部会や地域 職域連携推進協議会で の取組検討、実施	0	・市町村健康づくり推進 協議会での取組検討 ・職域との連携による情報提供、取組の推進 ・各種教室、広報による 情報提供	0	・職員への啓発、 情報提供、取組 の推進	0	・公民館等で の運動の取 組推進
		受動喫煙の防止対 策	0	・「島根県上には国 ・「島根県」には国 ・「は国 ・「は国 ・「は国 ・「は国 ・「は一、「は一、」 ・「は一、」 ・「は一、」 ・「は一、」 ・「いかで ・」、このは ・」、このは ・」、このは ・」、このは ・」、このは ・ このは ・ にのは ・ にの	0	地域職域連携健康づくる 取組の検討や事業所への働きかけけ、 公共施設を取組となる がはないがけいと、 公共体的ないはる がは事例等がある。 先進事例等が表現しまる 先進事の持まのあります。 圏域健康はこれを 地域とした取組の検討	0	・各種イベント、広報 CATV等を利用した 啓発 ・庁舎内、関係施設の受 動喫煙防止の徹底	0	・学校における敷 地内禁煙の推進	0	・学校等の庁 舎内の敷地 内禁煙の 設内禁煙の 取組み
がんの1次予防(発生リスクの低減)	たばこ対策の推進	未成年者の喫煙防止の推進	0	報提供 ・地域職域健康会 ・ 力権・ 対権・ 地域職協議会 ・ 情報・ 持護・ 大きののでは ・ 対策・ 大きののでは ・ 大きのでは	0	・圏域健康長寿しまね推進会議たばこ部会を中心とした取組の検討 ・防煙教育を行う学校への情報提供や相談への対応等	0	・市町村健康づくり推進 協議会で取組検討、施 ・学校等との連携による ・学校等との連携による ・学校等との連携による ・学校等との連携による ・学校等をの関煙防止の ・受子健康手帳交付時・ ・安廷が関係でいて、 ・関煙の害についてのパ ンフレットを正を ・選供、禁煙支援 ・職員への禁煙サポート	0	・「しまねっ子元 気プラン」に基 づいた禁煙教育 の推進	0	・子 どもや PTA へ の 禁煙教育の 実施
5低減)		たばこをやめたい 人への支援	0	療機関」等の情報 提供 ・職員への禁煙サ ポート	0	・治療機関の紹介や禁煙 相談への対応、禁煙手 帳の提供	0	· 禁煙治療機関の紹介 · 健康相談、健康教室等 での相談指導	0	・教職員への禁煙 サポート	0	· 教職員への 禁煙サポー ト
		たばこ対策の普及啓発の推進	0	・	0	・圏域健康長寿しまね推進会議を中心としたがん予防啓発活動の実施・保健所職実施・保健所に報誌やホームページによる情報提供、チラシやリーフレットの配布活用	0	各種イベント、広報、 CATV等を利用した 住民への啓発 ・特定保健指導、各種健 康教育、健康相談にお ける指導、相談	0	・たばこが健康へ 及ぼす悪影響等 の情報提供や啓 発 ・喫煙状況調査等 への協力	0	たばるなどでは、 たばるなどのでは、 たばるなどのできる。 にはなるとできる。 にはなるできる。 にはなるでは、 にはなるできる。 にはなるできる。 にはなるできる。 にはなるできる。 にはなるできる。 にはなるできる。 にはなるできる。 にはなるできる。 にはなるできる。 にはなるできる。 にはなるできる。 にはなるできる。 にはなるできる。 にはなるできる。 にはなるできるできる。 にはなるできるできる。 にはなるできるできる。 にはなるできるできるできる。 にはなるできるできるできる。 にはなるできるできるできる。 にはなるできるできるできるできる。 にはなるできるできるできるできる。 にはなるできるできるできるできるできるできる。 にはなるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできる
	感染に起	肝炎に対する正し い知識の普及啓発	0	・正しい知識等の普及啓発・地域職域連携健康づくり推進協議会において情報提供や取組検討	0	・正しい知識等の普及啓 発	0	・正しい知識等の普及啓発	0	・職員への啓発や 情報提供、取組 の推進	0	・学校におけ る正しい知 識の普及啓 発
	感染に起因するが	 肝炎ウイルス検査 の受診促進	0	・肝炎ウイルス検査 の実施	0	・肝炎ウイルス検査の実 施	0	・肝炎ウイルス検診の実 施				
	んへの対策	適切な肝炎医療の 提供	0	連携を推進								
	東	子宮頸がん予防ワ クチン接種の推進	0	・がん検診受診と合わせてワクチン接種の重要性を市町村と連携して啓発	0	・がん検診受診と合わせてワクチン接種の重要性を啓発	0	がん検診受診と合わせてワクチン接種の重要性を啓発ワクチン接種の実施	0	・がん教育実施者 に対してワクチ ン接種の重要性 等の啓発や情報 提供	0	・がん教育等 を通じてワ クチン接種 の重要性を 啓発

		医療機関									
拠	点病院	情報提供促進病	その他		検診機関		関係団体		企業		県民、患者・家族
0	· 講演ź	院会等への協力 音導の推進		0	・受診者へ食生活改善についての情報提供	0	・食改善に係る情報提供、 PR、取組推進(栄養士 会等) ・各種教室等での食生活改 善指導の実施(食ボラン ティア等) ・イベント、研修会の実施	0	・自社食堂を「健康づくり 応援店」に登録する ・食生活に関する情報提供 の実施(スーパー等) ・食生活に関する健康教育 の実施(栄養士会等)	0	・食に関する情報を積極的 に収集し、食生活の改善 を実践
0		診療や産業医、健康 「啓発、指導の実施		0	・受診者への運 動に関する情 報提供	0	・各種講座、イベント等でのPR(運動指導士会等)・職員、県民向け情報提供・ウオーキング等の実践(ウオーキング協会等)・団体会員への指導	0	・事業所で体操や運動に取 組む ・運動に関する情報提供	0	・運動に関する情報を積極 的に収集し、運動を実践 ・家族と情報共有し、声を かけ合い運動を実践
0	援、秀	長として、職場にお 禁煙の助言等 機関の敷地内・施設	-	0	・健診 (検診) 受診者へ健康 による健康への悪影響 煙方法報性の を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	0	・各団体によるイベント等での啓発活動・各関係団体が所有(入居)する施設における禁煙・受動喫煙防止対策助成金制度のPR、利用促進(労働局)	0	・事業所における受動喫煙 防止対策の推進(施設内 禁煙、敷地内禁煙) ・「たばこの煙のない飲食 店・理美容店」への登録 ・事業所における受動喫煙 防止対策の推進(施設内 禁煙、敷地内禁煙) ・喫煙による健康への悪影 響や禁煙方法に関する情 報の提供	0	・喫煙が健康に及ぼす影響を知り、家庭、地域ぐるみで喫煙防止や受動喫煙防止に取組む。 ・喫煙の害について、家族と情報共有 ・禁煙チャレンジをしている家族や知り合いへのに応援メーセージの送信
0	育への	Sとして、学校にお D助言、協力 会講師としての協力				0	・各団体の機関誌や講演会 開催等による啓発			0	・ 喫煙者は禁煙にチャレン ジ
0		治療の実施、禁煙の チン依存症管理料 D拡大		0	・禁煙治療に関 する情報提供	0	・薬局における禁煙指導	0	 ・禁煙治療に関する情報提 供 ・従業員への禁煙サポート	0	
0	·禁煙隊	会の実施、協力 方止ポスター等の掲 表、マスメディアに な発		0	・街頭キャンベーン・街頭・サイベーン ・ イーン ・ イーン ・ イーン・ ・ イーン・ ・ ボーム ・	0	・イベント等での禁煙相談の実施、喫煙に関する普及啓発・団体のホームページ、機関誌、パンフレット配布等による啓発・団体会員に対する喫煙による健康の悪影響について研修会の開催・マスコミによる新聞やTVによる啓発	0	・出前講座等の活用による 従業員への啓発や教育 ・従業員への健康教育、禁 煙指導実施 ・広報誌等を活用した従業 員への啓発、情報提供	0	
0	・正しし 発	知識や検査の必要	極の普及啓	0	・正しい知識や 検査の必要性 の普及啓発	0	・正しい知識や検査の必要性の普及啓発	0	・従業員に対する正しい知 識や検査の必要性の啓発 や情報提供	0	・肝炎に関する情報を積極的に得るとともにウイルス検査を受け、必要時は治療を受ける。・患者や感染者等に対する差別を取消し、患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組む
0		ウイルス検査の受託	実施	0	・肝炎ウイルス 検査の受託実 施			 	 	 _	ノンに扱う直む
0	·肝炎治	治療の実施									
0	重要性	検診と合わせてワク 性の情報提供 すからの委託等によ D実施		0	・がん検診と合 わせてワクチ ン接種の重要 性の啓発	0	・がん検診と合わせてワク チン接種の重要性の啓発	0	・従業員に対する正しい知 識やがん検診、ワクチン 接種の重要性の啓発 ・従業員への検査機会の確 保	0	・子宮がんの正しい知識や ワクチン接種の重要性の 情報を積極的に入手し、 ワクチン接種を受ける

	施策の					行政				教育	<u> </u>	
分野	方向性	取り組むべき対策		 県庁	Г	保健所		 市町村	\vdash		-	市町村
				がん検診啓発サポーター、患者団体、検診機関、ボランティア団体、		・がん検診啓発サ ポーターやがん患 者団体、予防推進 員、検診機関、が		・各種イベント時やがん征 圧月間での啓発・広報誌やケーブル TV 等		・教職員への啓発、 受診勧奨		・教職員への啓 発、受診勧奨
		がん検診の普及啓 発の推進	0	学生、企業、長寿は 一学生、健康長寿は 一学を、健康長寿成 日本のでは、 一学を 一学を 一学を 一学を 一学を 一学を 一学を 一学を 一学を 一学を	0	は、保証の場合が にはいる。 大検診で発品が、 ボランティア団体、 のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	0	による啓発 ・がん検診啓発サポーター と連携したがん予防教育 ・自治会、商工会、事業所 等と連携したがん検診の	0		0	
	がん検診			・効果的な啓発方法 の検討		事業所等への出前講座の実施		実施 ・休日や時間外検診、セッ ト検診、事業所への検診				
	ん検診受診者数の増加に			・時間外子宮がん検 診実施市町村への 財政支援・乳がん自己検診指 導者養成講座の開		・がん予防対策の取 組検討や情報交換 等のためのがん予 防対策検討会の開 催		車配車 ・安価な検診料金設定 ・市町村健康づくり推進協		・教職員への啓発、 受診勧奨		· 教職員への啓 発、受診勧奨
が	向け	女性の乳がん、子 宮がんの検診受診 者増加に向けた取 組の強化	0	催		・市町村健康づくり 推進協議会への参 画		議会におけるがん対策の 検討 ・がん検診事業や精度管理	0		0	
んの2次予防	た取組の推進			・機器整備等を含む		・市町村への相談対 応 ・検診体制整備等に		の評価検討・圏域がん予防対策検討会への参加・検診体制整備等に関する				
		検診体制の整備	0	検診受診体制の整 備	0	関する検討の実施	0	検討の実施				
(早期発見・早期受診)		未受診者・要精密 検査者への受診勧 奨	0	・研修会開催により 効果的な取組を行う市町村の紹介・ 情報提供・がん検診未受診 者個別受コールリリコ 事業の成果活用に かかる情報提供	0	・市町村や職域関係 者、検診機関大、 受診者対策、事業 受診者コール・ ルリエ用)、要等 検査者する検討の 実施	0	・電話や文書通知等による 検診未受診者個別受診勧 奨 (コールリコール) 実施 ・要精密検査者の受診確認 精密検査の説明や不安の 除去による受診勧奨、個 別相談対応			0	・検診未受診者 への受診勧奨
	効果的ながん	がん検診の精度管 理や事業評価の実 施	0	・生活習慣病検診管理指導協議会に対して検診の精度で表示を ・がん検診の評価を実施。 ・がん検診従事者講習会の規能では、事業語では、事業語では、事業語では、 ・がん検診従事者講習会の規能では、 ・がん検診精密を検達している。 ・がん機関登録事業の実施	0	・圏域におけるがん 検診の精度管理に ついて検討 ・市町村のがん対策 事業評価の実施支援 ・市町村のがん検診 事業検討会等への 参画	0	・市町村健康づくり推進協議会におけるがん予防対策の検討・がん検診事業や精度管理の評価・検討				
	ながん検診の実施	効果的ながん検診 を実施するための データ収集・分析	0	・保健環境科学研究 所との共同による データ整備検討会 の開催 ・市町村等への分析 結果の提供	0	・市町村の意見聴取、 圏域におけるとな データ整備検討 ・データ整備検討 ・アータを加 ・分取結果を活用かた な市町村への相談 支援	0	・がん予防対策推進に必要 となるデータ検討への協 力 ・分析結果を活用した取組 実施				

		医療機関									
±.	処点病院	情報提供促進病院	その他		検診機関		関係団体		企業		県民、患者・家族
0	・地域講演を記事を記事を記事を記事を記事を記事・検診の認定を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	診の受託 ん予防講演会の開催 演会や地域イベントで 通じたがん検診受診 事者の研修実施・参加 情好が 時間である。 時間である。 時間である。 時間である。 時間である。 はいのでのである。 はいのである。 はいのである。 はいのである。 はいのである。 はいのでる。 はいのである。 はいのである。 はいのである。 はいのである。 はいのである。 はいのである。 はいのでる。 はいのでる。 はいのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので	加奨 ロ 言理の実施	0	・がん検診の受託 ・市は連携やしてはいる。 ・市が表別ではいる。 ・市が表別ではいる。 ・市が表別ではいる。 ・市が表別ではいる。 ・インは、場が、またのでは、はいる。 ・がいる。 ・・がいる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0	・団体の特性を生か し市町村や関係者 等と連携してイベ ント会場や出前講 座などにより啓発 活動を実施	0	・従業員ががん検診受診できるよう市町村等と連携した検診機会の確保 ・出前講座等、地域の社会資源を活用したがん予防に関する情報を従業員に提供		・がん検診に関する情報を積極的に入手し、がん検診を受診 ・家族や所属するグループ、団体等でがん検診を受ける取組を推進 ・がん検診を受けやすくするための要望等を行政に提案 ・精密検査が必要になった場合は必ず受診
0	·地域講	防講演会の開催 演会や地域イベントで 圧月間等における啓 等)								0	・体験談等を通じてがん 予防の普及啓発を推進 (がん検診啓発サポー ター等)
0	がん検検診体精密検	制の整備		0	・がん検診の受託 ・検診体制の整備 に係る協力						
0	の受診	通じた未受診者や要精 勧奨 の未受診者対策への協		0	・市町村の未受診 者対策への協力 ・要精密検査者へ の結果通知・受 診勧奨	0	・団体内部の検診末 受診者への受診勧 奨や誘合いによる 検診受診 ・外部関係者への声 かけ	0	・検診未受診者への受診勧奨		
0	がん検えいる研修へいます。市町村がまる委員会	業評価の実施 診従事者の技術向上研 の派遣 がん検診事業検討会や 等への参画 診精密検査実施機関登	P県精度管理	0	・検診事業評価の 実施・検診従事者のの技 術向上研修への派 遣、生活習管理協議会 会対会等を 使討会等を 画						
0	・がん検討	診受診者数の提供		0	・がん検診受診者数の提供・データ整備検討会への参画						

	施策の				行政	7		*	数育	
分野	方向性	取り組むべき対策				保健所	市町村			市町村
	אָי	拠点病院等のあり 方検討及び情報提 供の推進	0	・国の検討状況等の情報収集 ・国の検討状況を踏まえ、がん診療ネットワーク協議会において拠点病院等を中心としたがん診療体制の構築を検討の実施 ・県内及び各圏域における医療機関の診療実績等の調査、情報提供の実施	0	・各圏域における、病院等の連携体制の構築に関する調整 ・各圏域の医療機関の 状況調査の際の協力				
	ん医療連携体制の強化	がん医療の地域連携体制の確保	0	・がん診療ネットワーク協議会等を通 じた、西部地域、中山間・隠岐地域 における医療提供体制の整備・検討 の実施	0	・西部地域、中山間・隠岐地域におけるがん 医療提供体制の整備 に関する調整		 		
	16	地域連携クリティ カルパスの推進	0	・がん地域連携クリティカルパスの着実な運用に向けた支援、進行管理の実施・がん診療連携クリティカルパスの普及啓発の実施	0	・パスの運用及び機能の充実を図るための圏域内、圏域間の連携体制の調整・パスの普及啓発に係る協力		 		
	各医療機関	チーム医療の体制 整備	0	・拠点病院等におけるチーム医療体制 の構築に向けた支援の実施						
		インフォームド・ コンセント、セカ ンドオピニオンの 体制整備	0	・医療機関でのインフォームド・コン セント、セカンドオピニオンの充実 に向けた取組支援				 	-+	
がんに	各医療機関における医療提供機能の充実	がん診療の実態把握	0	· 各医療機関におけるがん患者の診療 待ち時間等の実態把握及び解消に向 けた取組の実施	0	・各医療機関における がん患者の診療待ち 時間等の実態把握へ の協力		 		
がん医療の充実	手術療法、化学療法、	2次医療圏単位に おける医療連携体 制の構築	0	・各2次医療圏域の実状に応じた医療連携体制の構築に向けた検討の実施 ・医療計画を踏まえた、各2次医療圏域の実状を踏まえたがん医療の役割分担の構築に向けた検討の実施	0	・各2次医療圏域に おける、病院等の連 携体制の構築に関す る調整				
	(、放射線療法)	がん医療従事者の 育成支援 	0	がんに携わる医療従事者の育成に係る支援の実施	ļ		 	 		
	深いの	病理専門医の育成 支援	0	・病理専門医の育成に係る支援の実施						
		5大がん以外のが んに関する診療情 報等の情報提供	0	・県内医療機関におけるがん診療体制 の状況調査の実施 ・県内医療機関におけるがん診療体制 の情報提供の実施	0	・各圏域の医療機関の 状況調査の際の協力				
	5大がん以外の	小児がんの診療体 制・医療連携体制 の構築	0	・国が指定する「小児がん拠点病院」 と県内の小児がん診療病院との連携 体制の構築に向けた支援の実施 ・小児がんに対応する病院内の診療体 制の構築支援 ・小児がん患者・家族への支援体制の 構築	0	・圏域における小児が ん診療連携体制の構 築支援 ・小児がん患者・家族 への支援体制の構築				
	がん・	小児がん患者及び 家族への支援	0	・小児がん患者の教育体制や自立支援 及び患者の家族に対する支援施策の 検討の実施				 		
	小児がんの対策	小児がんに関する 普及啓発の推進	0	・小児がんに関する普及啓発活動の実施・医療従事者への研修支援	0	・小児がんに関する普及啓発活動への協力	 	 		
	(策	血液がん患者に対 する支援及びド ナー登録の推進	0	・骨髄移植推進財団(骨髄バンク)等 との連携によるドナー登録者の増加 に向けた普及啓発の充実 ・ドナー登録会の開催等ドナー登録者 数の増加に向けた取組の実施	0	・骨髄バンクドナー登録者増加に向けた普及啓発への協力・支援	 	 	-	
	, AR	する支援及びド	0	との連携によるドナー登録者の増加 に向けた普及啓発の充実 ・ドナー登録会の開催等ドナー登録者	0	録者増加に向けた普 及啓発への協力・支				

	+50		医療機関		7.00/16	検診機関		関係団体	企業	県	民、患者·家族
	拠点病院		情報提供促進病院		その他	IND INDIN					
0	がん診療ネットワーク 協議会等による県内及 び各圏域におけるがん 診療体制構築の検討の 実施がん診療に係る実績等 の情報提供の実施	0	・がん診療ネット ワーク協議会等に よる県内及び各圏 域におけるがん診療体制構築の検討 の実施 ・がん診療に係る実 績等の情報提供の 実施	0	・拠点病院等との連携体制の構築に向けた検討の実施 ・かん診療に係る実 績等の情報提供の 実施		0	・拠点病院等との連携体制の構築に向けた検討の実施・各圏域の医療機関の状況調査の際の協力		0	・県内及び各 圏域におけ る、がん診 療体制の充 実に向けた 意見発信
0	・がん診療ネットワーク 協議会等を通じた、西 部地域、中山間・隠岐 地域における医療提供 体制の整備・検討の実 施	0	・がん診療ネット ワーク協議会等を 通じた、西部地域、 中山間・隠岐地域 体制の整備・検討 の実施	0	・がん診療ネットワーク協議会等を通じた、西部地域、中山間・る医療提供体制の整備・検討の実施		0	・西部地域、中山間・ 隠岐地域における医療提供体制の充実に 向けた検討の実施			
0	がん地域連携クリティカルパスの着実な運用がん診療連携クリティカルパスの普及啓発の実施	0	・がん地域連携クリティカルパスの着実な運用 ・がん診療連携クリティカルパスの普及の発の実施	0	がん地域連携クリティカルパスの着実な運用に向けた協力・がん診療連携クリティカルパスの普及略発の実施		0	・がん地域連携クリティカルパスの着実な運用に向けた協力・がん診療連携クリティカルパスの普及啓発の実施			
0	・がん診療におけるチーム医療体制の構築・整備	0	・がん診療における チーム医療体制の 構築・整備	0	・拠点病院等が実施 するがん診療にお けるチーム医療へ の協力						
0	・インフォームド・コン セント、セカンドオピ ニオンの着実な実施	0	・インフォームド・ コンセント、セカ ンドオピニオンの 着実な実施	0	・インフォームド・ コンセント、セカ ンドオピニオンの 着実な実施						
0	・各医療機関におけるが ん患者の診療待ち時間 等の実態把握への協力 及び解消に向けた取組 の実施	0	・各医療機関におけ るがん患者の診療 待ち時間等の実態 把握への協力及び 解消に向けた取組 の実施	0	・各医療機関におけ るがん患者の診療 待ち時間等の実態 把握への協力		0	・各医療機関における がん患者の診療待ち 時間等の実態把握へ の協力		0	・各医療機関 におけるの診 ん患者の診 療待ち時間 等の実態把 握への協力
0	・各2次医療圏域におけるがん医療の中心的役割としての機能強化の推進	0	・各2次医療圏域 において、拠点病 院と連携したがん 医療の機能強化の 推進	0	・各2次医療圏域 において、拠点病 院と連携したがん 医療の機能強化の 推進		0	・拠点病院等との連携 によるがん医療の充 実に向けた検討の実 施		0	· 2 次医療圏 域における がん医療の あるべき姿 の意見発信
0	・がんに携わる医療従事 者の育成	0	・がんに携わる医療 従事者の育成			 	0	・かんに携わる医療従 事者の育成に向けた 協力	 		
0	・病理専門医の育成	0	・病理専門医の育成								
0	・がん診療体制、実績等 の情報開示の実施	0	・がん診療体制、実 績等の情報開示の 実施	0	・がん診療体制、実 績等の情報開示の 実施		0	・医療機関の状況調査 の際の協力			
0	・国が指定する「小児が ん拠点病院」との連携 体制の構築 ・病院内の診療体制の構 築 ・小児がん患者・家族へ の支援体制の構築	0	・県内の小児がん診療病院との連携体制の構築 ・小児がん患者・家族への支援体制の 構築	0	・ 県内の小児がん診療病院との連携体制の構築・ 小児がん患者・家族への支援体制の構築		0	・小児がん診療に係る 連携体制の構築に向 けた協力			
0	・小児がん患者の教育体制や自立支援及び患者の家族に対する支援施策の検討の実施								 		
0	・小児がんに関する普及 啓発活動への協力・病院内の医療従事者へ の研修実施	0	・小児がんに関する 普及啓発活動への 協力	0	・小児がんに関する 普及啓発活動への 協力		0	・小児がんに関する普 及啓発活動への協力		0	・小児がんに 関する普及 啓発活動へ の協力
0	・骨髄バンクドナー登録 者増加に向けた普及啓 発への協力・支援	0	・骨髄バンクドナー 登録者増加に向け た普及啓発への協 力・支援	0	・骨髄バンクドナー 登録者増加に向け た普及啓発への協 カ・支援		0	・ドナー登録者の増加 に向けた普及啓発の 充実 ・ドナー登録会の開催 等ドナー登録者の増 加に向けた取組の実 施	 	0	・骨髄バンク ドナー登録 者増加に向 けた形み略 発への協 力・支援

	体等の				- 4				赵	育	
分野	施策の 方向性	取り組むべき対策				保健所		 市町村		H	市町村
	緩和ケアに携わる医療従事者の育成	緩和ケアの基本的な技術 等を習得するための研修 会の実施	0	・拠点病院等が実施する緩和ケア研修会の周知等の協力 ・緩和ケア研修会の参加促進に向けた検討の実施 ・緩和ケアフォローアップ研修会の実施	0	・拠点病院が実施する級和ケア知等の協力・拠点病院が実施するるの問題を表現の問題を表現の協力・拠点病院が実施する。級ローアップ研修協力					
緩和	育成	緩和ケアに携わる医療従 事者を育成するための各 種支援の実施	0	・緩和ケアに携わる医療従事者の 育成に係る支援の実施							
緩和ケアの推進	緩和ケア提	2次医療圏における在宅 を含めた緩和ケア提供体 制の整備	0	・在宅医療における在宅緩和ケア 提供体制の検討の実施	0	・緩和ケアネット ワーク会議にお ける、圏域毎で の緩和ケア提供 体制の構築					
	ケア提供体制の推進在宅における	県全体における在宅を含めた総合的な緩和ケアの 推進	0	・緩和ケア総合推進委員会等における、全県的な緩和ケアのあり方についての検討実施	0	・緩和ケア総合推 進委員会等にお ける、全県的な 緩和ケアのあり 方検討への参画					
	普及啓発の	緩和ケアを普及啓発する ための講演会等の実施	0	・緩和ケアの正しい知識等の普及 啓発のための広報、講演会等の 実施	0	・市町村等関係機 関と連携した緩 和ケアの正しい 知識等の普及啓 発への協力	0	・緩和ケアの正しい 知識等の普及啓発 への協力			
	がん相談	がん相談支援センターの 認知度向上対策の強化及 び相談支援体制の充実	0	・認知度向上対策の検討・実施についての支援・協力	0	・認知度向上への協力	0	・がんに関する相談 への対応 ・拠点病院の相談支援センター等の相談窓口の紹介 ・認知度向上への協力			
	ん相談支援体制の充実	情報提供病院における相 談機能の向上	0	・相談機能及び認知度の向上対策 の検討・実施についての支援・ 協力	0	・認知度向上への 協力	0	・がんに関する相談 への対応・がん情報提供促進 病院の相談窓口の 紹介・認知度向上への協 力		*	
		ピアサポートの充実	0	がんピアサポーターの養成推進ピアサポート活動体制の検討・ 整備				:	 		
患者・家族等への支援	がん患者団体等	がん患者団体等についての情報提供の充実	0	・県ホームページ「患者団体等の情報」コーナーを患者団体等の交流拠点として位置づけて情報発信・情報提供の充実の検討、実施・医療機関による患者団体等についての支援、協力			0	・患者団体等へ情報 提供等の実施 ・患者団体等につい ての情報発信への 協力			
坂	² への支援	患者・家族との意見交換 会の実施	0	・圏域別意見交換会の開催 ・がん拠点病院との意見交換会の 実施	0	・圏域別意見交換 会開催への協力	0	・圏域別意見交換会 への参加		+	
	*+ が	事業所等への周知や働きかけ	0	・事業所等への周知や働きかけの 検討、実施	0	・圏域での周知・働きかけの協力					
	社会的な問題への対応がん患者の就労を含めた	就労等の問題に関する相 談支援体制の整備	0	・就労等の問題に関する相談支援 体制の検討		+			 ·	 -	
	競への対	就労に関するニーズや課 題等の調査及び対策の実 施	0	・就労に関するニーズや課題等の 調査・検討及び対策の実施						†	
	念た	患者の経済的負担を軽減 するのための支援	0	・支援策の検討		*					

			医療機関			検診機関		関係団体		企業		県民、患者・家族
	拠点病院		情報提供促進病院		その他	7大記/7成 关				止未		不以、 芯目 · 豕 肽
0	緩和ケア研修会の 実施緩和ケア研修会の 参加促進に向けた 検討の実施緩和ケアフォロー アップ研修会の実施・支援	0	・拠点病院が実施する緩和ケア研修会への参加、協力・緩和ケアフォローアップ研修会への参加、協力	0	・拠点病院が実施する場合施する場合への参加、アフサー・緩和ケアフナ研修協力・緩和ケアフナ研修協力・緩力の参加、協力・協力		0	・拠点病院が実施する 緩和ケア研修会への 参加、協力 ・緩和ケア研修会の参 加促進に向けた検討 の実和ケアフォロー アップ研修会への参 加、協力				
0	・緩和ケアに携わる 医療従事者の育成	0	・緩和ケアに携わる 医療従事者の育成				0	・緩和ケアに携わる医 療従事者の育成に向 けた協力				
0	・在宅における緩和 ケア提供体制の構 築	0	・在宅における緩和 ケア提供体制の構 築及び支援の実施	0	・在宅における 緩和ケア提供 体制の構築及 び支援の実施		0	・在宅における緩和ケ ア提供体制の構築及 び支援の実施			0	・在宅緩和ケア提供 体制の構築に向け た意見発信
0	・緩和ケア総合推進 委員会等における、 全県的な緩和ケア のあり方検討への 参画	0	・緩和ケア総合推進 委員会等における、 全県的な緩和ケア のあり方検討への 参画	0	・緩和ケア総合 推進委員会等 における、全 県的な緩和ケ アのあり方検 討への参画		0	・緩和ケア総合推進委 員会等における、全 県的な緩和ケアのあ り方検討への参画			0	・全県的な緩和ケア のあり方に対する 意見発信
0	・緩和ケアの正しい 知識等の普及啓発 のための広報、講 演会等の実施	0	・緩和ケアの正しい 知識等の普及啓発 への協力	0	緩和ケアの正しい知識等の普及啓発への協力		0	・緩和ケアの正しい知 識等の普及啓発への協力			0	・緩和ケアの正しい 知識等の普及啓発 への協力
0	・がん相談支援センターにおける相談への対応・認知度向上対策の検討、実施・相談支援体制の充実										0	・相談窓口の積極的 な利用
		0	・がんに関する相談 への対応 ・相談機能及び認知 度向上対策の検討、 実施								0	・相談窓口の積極的 な利用
0	・ピアサポーターと 連携した相談の検 討、実施	0	・ピアサポーターと 連携した相談の検 討、実施								0	・(患者)ピアサポー ター養成への参加
0	・患者団体等への情報提供等の実施・患者団体等についての情報発信の充実の検討、実施	0	・患者団体等への情報提供等の実施・患者団体等についての情報発信の充実の検討、実施								0	・(患者団体等)県へ の情報提供 ・(患者団体等)医療 機関への情報提供
0	・圏域別意見交換会への参加・患者家族とがん拠点病院との意見交換会の実施	0	・圏域別意見交換会への参加・患者家族とがん拠点病院との意見交換会への参加				0	・研修会等における支援(講師派遣等)			0	・患者団体等の活動 への参加 ・意見交換会への参 加
	ハーンヘルロ		1/VPM - 4/5/1/1H				0	・県からの働きかけへ の協力	0	・県からの働 きかけへの 協力		・(患者団体等)周知 や働きかけの検討、 実施への協力
0	・就労等の問題に関 する相談支援体制 の検討	0	・就労等の問題に関 する相談支援体制 の検討への協力				0	・就労等の問題に関す る相談支援体制の検 討への協力			0	・就労等の問題に関 する相談支援体制 の検討への協力
0	・調査、検討、対策 実施への協力	0	・調査、検討、対策 実施への協力				0	・調査、検討、対策実 施への協力	0	・調査、検討、 対策実施へ の協力	0	・調査、検討、対策 実施への協力
							0	・支援策検討への協力			0	・支援策検討への協 力

策向 がん登録の推進 がん登録の活用	取り組むべき対策 院内がん登録の実施 医療機関の促進 地域がん登録の精度 向上 地域がん登録の周知	0	県庁 がん診療ネットワーク協議会等を通じての、院内がん登録の実施の働きかけ		保健所		市町村		県	育	市町村
ん登録の推進が	医療機関の促進 地域がん登録の精度 向上		ク協議会等を通じて の、院内がん登録の 実施の働きかけ								
が	向上	0									
	地域がん登録の周知		・地域がん登録の参加 の働きかけ ・実務者向け研修会の 開催	0	・圏域での参加促進 への協力						
録の活用		0	・地域がん登録の周知			0	・周知の協力				
′ ' '	がん登録データの分 析体制の構築及び活 用	0	・がん登録データの分 析体制の検討、構築、 活用の促進	0	・登録のために必要 となるデータ(死 亡小票)の提供	0	・必要となる データ検討へ の協力				
がんに関	がんに関する知識などの普及啓発	0	・普及啓発(キャン ペーン、イベント等) の検討、実施	0	・圏域における普及 啓発(キャンペー ン、イベント等) の実施	0	・市町村におけ る 普 及 啓 発 (キャンペー ン、イベント 等)の実施	0	・県立学校等におけ るがん教育への協 力	0	・市町村立学校にお けるがん教育への 協力
する	幅広い関係者と連携 した啓発活動の実施	0	・関係者等と連携した 普及啓発の検討、実 施	0	・圏域における関係 者等と連携した普 及啓発の実施	0	・市町村におけ る関係者等と 連携した普及 啓発の実施	0	・関係者等と連携し た普及啓発への協 力	0	・関係者等と連携し た普及啓発への協 力
	県及び市町村による 情報提供の充実	0	・県ホームページ「し まねのがん対策」に よる情報提供及びそ の充実	0	・保健所からの情報 提供 ・県庁への情報提供	0	市町村からの 情報提供県への情報提 供	0	・学校からの情報提供・がん対策推進室への情報提供	0	・学校からの情報提供 ・県への情報提供
が	ホームページ以外の メディア等による情 報提供	0	・ホームページ以外の 情報提供手段の検討 及び情報提供の実施	0	・保健所からの情報 提供	0	・市町村からの 情報提供	0	・学校からの情報提 供	0	・学校からの情報提供
に関する情	医療機関からの情報 提供の促進	0	・医療機関からの情報 提供の促進について、 検討、協力								
報提供の促進	患者が必要とする情 報の提供	0	・患者が必要とする医療機関のがん医療機能に関する情報提供の検討への協力								
•	患者・家族の学習環 境の整備	0	・がん関連図書の整備 による患者家族の学 習環境の整備	0	・圏域における協力	0	・市町村におけ る協力				
子どもに対するがん教育	生活習慣の正しい知識と適切な自己管理能力の習得 おの大切さを学び病気とともに生きる人に対する理解と意識づくり	0	・県教育委員会及び私 学設置者等と取組推 進にかかる検討や調 整 ・教育実施にかかる人 材や DVD 等の教育 媒体等に関する情報 提供等	0	・学校が行うがん教育への情報提供(がん検診啓発サポーター等の人材や DVD等の教育 媒体等)・地域のがん予防活動関係者へのがん教育の取組紹介	0	・講師としての協力支援・地域的域の情報等の提供・市町村建協を発してり推進協教育の取組紹介	0	・健康推進課との取 組推進に係る検討 や調理職、保健主事、 養護教諭等へ知とめ があるでであるでは、 があるでは、 があるでは、 があるでは、 がいますが、 を深いますが、 がいますが、 はいますが、 といまもが、 とい。 といまもが、 といる。 といる。 といる。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっ	0	・学校におけるがん 教育の実施 ・地域の人材や各種 の教育媒体・情報 等を活用したがん 教育の実施 ・教育委員会として がん教育への協力 支援
	大学におけるがん専 門医等医療従事者の 育成	0	・島根大学、島根県立 大学との連携による がん専門医等医療従 事者の育成支援						- 灰 供等		
を		0	・研修の指導者となる 人材育成の支援						[
[者Ⅰ	がんの臨床研究等の推進	0	・がんの臨床研究等に 取組む医療機関や研 究者等に対する支援 策の検討					l			
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	いこ見する青銀是共の足生 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はいる。	□	施	施	原及び市町村による 「県本ームページ し	施	施	原及び市町村による	原及び市町村による 原来・ムページ し	原本

			医療機関				+ ◇ =◇+₩ 88		眼疹中生		^#		
	拠点病院	1	青報提供促進病院		その他		検診機関		関係団体		企業		県民、患者・家族
0	・標準登録項目に 沿った院内がん 登録実施体制の 確立	0	・標準登録項目に 沿った院内がん 登録実施体制の 確立										
0	・地域がん登録への参加・研修会への参加	0	・地域がん登録への参加・研修会への参加	0	・地域がん登録への参加・研修会への参加								
0	・周知の協力	0	・周知の協力										
0	・活用の検討	0	活用検討への協力	0	・活用検討への協 力								
0	・普及啓発(公開 講座等)の実施 ・行政等が行う普 及啓発への協力	0	・普及啓発(公開 講座等)の実施 ・行政等が行う普 及啓発への協力	0	・行政等が行う普及啓発への協力	0	・普及啓発(キャンペーン等)の実施・行政等が行う普及啓発への協力	0	・行政等が行う 普及啓発への 協力	0	・行政等が行う 普及啓発への 協力	0	・(患者団体等)普及 啓発の実施 ・行政等が行う普及 啓発への協力
0	・関係者等と連携 した普及啓発へ の協力	0	・関係者等と連携 した普及啓発へ の協力	0	・関係者等と連携 した普及啓発へ の協力	0	・関係者等と連 携した普及啓 発への協力	0	・関係者等と連 携した普及啓 発への協力	0	・関係者等と連 携した普及啓 発への協力	0	・関係者等と連携し た普及啓発への協 力
0	・県への情報提供	0	・県への情報提供	0	・県への情報提供	0	・県への情報提供	0	・県への情報提 供	0	・県への情報提 供	0	・県ホームページを 通じてがん情報を 取得し活用
0	・拠点病院からの 情報提供	0	・情報提供促進病 院からの情報提 供	0	・その他医療機関からの情報提供	0	・検診機関から の情報提供	0	・関係団体から の情報提供	0	・企業からの情 報提供	0	・患者団体等からの 情報提供
0	・医療機関からの 患者、県民への 情報提供の促進	0	・医療機関からの 患者、県民への 情報提供の促進	0	・医療機関からの 患者、県民への 情報提供の促進								
0	・患者が必要とす るがん医療機能 に関する情報提 供の検討、実施	0	・患者が必要とす るがん医療機能 に関する情報提 供の検討、実施	0	・患者が必要とす るがん医療機能 に関する情報提 供の検討、実施							0	・(患者団体等)患者 が必要とするがん 医療機能に関する 情報の検討への協 力
0	・院内におけるが ん関連図書の整 備による患者家 族の学習環境の 充実	0	・院内におけるが ん関連図書の整 備による患者家 族の学習環境の 充実	0	・院内におけるが ん関連図書の整 備による患者家 族の学習環境の 充実							0	・公立図書館や医療 機関に整備された がん関連図書の利 活用
	学校医として学校習慣づくりへのほう・講演会等の講師と	力言.		がん教	牧育や望ましい生活				・団体の特性を生かし、がん教育への協力				がん検診啓発サポーターとして体験談講話等の協力がんサロン活動等の紹介
0								0					
0	がん教育センターにおけるがん専門医等医療 従事者の育成							0	・島根県立大学 出雲キャンパ スにおける医 療従事者の育 成				
0	・研修の指導者と なる人材の育成	0	・研修の指導者と なる人材の育成					0	・研修の指導者 となる人材の 育成			†·	
0	・がんの臨床研究 等に取組む医療 機関や研究者等 に対する支援策 の検討	0	・がんの臨床研究 等に取組む医療 機関や研究者等 に対する支援策 の検討										

第6章 計画の推進及び評価

1. 計画の推進

本計画の推進にあたっては、「第5章 計画の推進に係る各機関の役割」で示しているように、県、市町村、拠点病院、各医療機関、検診機関などの関係機関、県民及び患者団体等がそれぞれの役割を認識するとともに、互いに連携を図ります。

また、島根県健康増進計画(健康長寿しまね推進計画)の策定及び進行管理を行う「健康長寿しまね推進会議」、がん検診の精度管理を行う「生活習慣病検診協議会」、院内がん登録の推進とがん診療の役割分担等を検討する「がん診療ネットワーク協議会」、緩和ケアに関する事業の検討を行う「緩和ケア総合推進委員会」における協議・検討を踏まえて取り組んでいくとともに、圏域がん対策推進協議会の設置など、2次医療圏単位での総合的ながん対策についても推進していきます。

なお、「がん患者への就労支援」、「小児がんを含む希少がん対策」、「がん教育」、「在宅における緩和ケア」など、既存の協議会や委員会では対応が困難な課題については、有識者等でワーキンググループを設置して検討するなど、柔軟に対応していくこととします。

2. 計画の評価

本計画の策定及び計画の評価を行うにあたっては、患者、医療関係者、関係団体、学識経験者等からなる「島根県がん対策推進協議会」を少なくとも毎年1回開催し、計画の進捗状況について報告、検討することとします。

特に、本計画においては、具体的数値目標を定めていることから、定めた数値目標及びその他のがんに関する指標について、毎年評価を行い、その結果を「がん対策推進協議会」をはじめとする各種会議に提示し、検討するととともに、評価の結果を県ホームページ等により公表することとします。

第7章 施策の行動計画

分野	施策の	取り組むべき対策	年次計画 ぶべき対策 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度				
77 =1	方向性	4X 5 1110 1 CX 3X	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	食生活や運動習慣等の生活習慣の改善	食生活の改善	ランティア団体と	との連携により推進	現取、多量飲酒の改善	 等の取組を、市町村 	や食生活改善ボ
	の生活習慣の改善	運動習慣の推進	職域関係者と連携	携して働き盛り世代の)運動習慣をもつ人の	増加を推進	
	ħ	受動喫煙の防止対策		い飲食店や理美容店等 は場の実現に向けた値			
がんの1次予防	たばこ対策の推進	未成年者の喫煙防止の推進	未成年者の喫煙調		青報提供		
		たばこをやめたい人への支 援	ホームページを利		さる医療機関の情報扱	 提供及び禁煙手帳の配	布
(発生リスクの低減)		たばこ対策の普及啓発の推進	たばこが健康に生	 	入 及 啓発		
		肝炎に対する正しい知識の 普及啓発	メディア、医療権	 	T炎に対する正しい知	識の普及啓発	
	感染に起因するが	肝炎ウイルス検査の受診促 進	肝炎ウイルス 検査委託医療 機関の大幅な 拡充				
	るがんへの対策		市町村や検診実施	他機関との連携による 	る肝炎ウイルス検査受	検の促進	
	來	適切な肝炎医療の提供	肝炎支援手帳の作成・配布	肝炎支援手帳の対	効果的活用の検討・第	 	
		子宮頸がん予防ワクチン接種の推進	市町村との連携に	こよる普及啓発の実施	te		

٢		施策の				年次計画		
	分野	方向性	取り組むべき対策	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
			がん検診の普及啓発の推進	幅広い関係者とは	重携した啓発活動の実	 		
ļ								
				乳がん自己検診技	 	Ē		
		がん	女性の乳がん、子宮がんの 検診受診者増加に向けた取 組の強化					
		.検診受診者数		時間外子宮頸がん	 人検診への支援 			
		数の増加に向						
	がん	がん検診受診者数の増加に向けた取組の推進	検診体制の整備	検診体制整備に加	かかる調整等の実施			
	がんの2次予防		未受診者・要精密検査者への受診勧奨					
				市町村における村	・ 検診未受診者対策や要 	受精密検査者への受診 	・ ・ ・ 勧奨の推進 	
	(早期発見・早期治療)							
	(A)			がんの早期発見	· · 早期受診につながる 	。 る効果的な取組紹介の)ための研修会の開催 	
				がん検診の精度管検討会等の開催	 管理や事業評価のため	・ かの生活習慣病検診管 	・ 理指導協議会や保健 	所がん予防対策
		効果的	がん検診の精度管理や事業 評価の実施					
		効果的ながん検診の実施		がん検診従事者記	 			
		実施						
			効果的ながん検診を実施す るためのデータ収集・分析	がんの死亡、罹患	1 1、検診受診等に関する 1	・ ジデータの収集・整理・	分析及び情報の提供	

分野	施策の 方向性	取り組むべき対策	H25年度	H26年度	年次計画 H27年度	H28年度	H29年度
	기미대				ロ27年及 機能に関する状況の調		1123千技
			古拠点例所守り記	シ族的台・天順寺の旅			
		拠点病院等のあり方検討及	各拠点病院等の記	彡療内容・実績等の⊦ 	HP掲載等による情報 I	提供の実施 I	
	が	で情報提供の推進	国の「がん診療提 に関する検討会」 た拠点病院等の指	の結果を踏まえ	新たな指定体系し	こ基づくがん診療の剤	 実な実施・支援
	がん医療連携体制の強化	がん医療の地域連携体制の確保	・がん診療ネッ		・ 、県内の2次医療圏毎6 連携部会を中心とした 連携体制の構築		構築
	制の強化		地域連携クリティス ・普及啓発ポス ・患者説明用 D)実施		
		地域連携クリティカルパス の推進		! 報ネットワーク(まめ ルパスの活用促進 !	カネット)を活用したり	也域連	
				地域連携ク 検討	! 'リティカルパス様式	の全県統一等を含め	た、活用促進策の
	医療提供機能の充実各医療機関における				- ム医療体制の構築支 - ム医療の優良事例		: 等
		チーム医療の体制整備	国立がん研究セン	ソター等で実施する、	チーム医療に関する	研修会等への参加支	援
が			拠点病院等のチー	 −ム医療に携わる医療	 	開催支援	
がん医療の充実		インフォームド・コンセン ト、セカンドオピニオンの 体制整備	病院や島根県医的 普及啓発の実施		 /フォームド・コンセ	ント及びセカンドオ	ピニオンに係る
	手術療法、化学療法・	2次医療圏単位における医療連携体制の構築	・がん診療ネット		 県内の2 次医療圏毎 携部会を中心とした連 携体制の構築		
	事於	がん医療従事者の育成支援	3	l けるがんに精通した医 i等に対する研修会の	 療従事者の研修参加等 実施 	I 等の育成に係る経費の	 支援
	者の育成射線療法	 病理専門医の育成支援	研修参加等の育品	 成に係る経費の支援	 		
			各拠点病院等の記		╂ 機能に関する状況の調	 	
		5 大がん以外のがんに関する診療情報等の情報提供		 	 		
	5		合拠	ジダウム・ 夫領寺の ト	17/均戦寺による旧報		<u> </u>
	5大がん以外のがん	小児がんの診療体制・医療 連携体制の構築	近隣県の小児がん の小児がん対応病 の構築支援		連携体制に基づく	く小児がん診療の実施 	te
	(のがん・小児がんの対策	たが やツグ特木	県内における小児 する病院間の連携		連携体制に基づく	・ く小児がん診療の実施 ・	<u> </u>
		小児がん患者及び家族への 支援	小児がん患者の教 び小児がん患者を る問題への支援体	と持つ家族が抱え 〉	小児がん患者・家	族への支援の実施	
		小児がんに関する普及啓発 の推進	小児がんに関する	 お普及啓発活動の実施	†	+	
		血液がん患者に対する支援		-	 ドドナー登録会の実施	1	
		及びドナー登録の推進	1月10世を他リントノー	- 豆球の百及合充及し	ノトノ 一豆球云の夫加	S.	I

分野	施策の	取り組むべき対策			年次計画		
	方向性		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	經		緩和ケアに携わる	る医師に対する緩和ケ 「	ア研修会の開催	I	
	和りたり	緩和ケアの基本的な技術等 を習得するための研修会の	医師以外の緩和な	アに携わる医療従事	者に対する緩和ケア	· ・研修会の開催	
	ア に	実施	E SUPPLIANT TO THE PARTY TO THE		THE MAN TO THE PARTY OF THE PAR	WIND CONTINE	
	携わり		緩和ケア研修会修	・ 修了者に対するフォロ]ーアップ研修会の開	催	
	医医療						
	従事		各種学会等が実施	施する研修会、資格取 	双得講習会等に参加す 	る経費の助成等の支	接実施
緩	緩和ケアに携わる医療従事者の育成	緩和ケアに携わる医療従事 者を育成するための各種支	緩和ケアに携わる	 	 実施		
緩和ケアの推進	育成	援の実施					
ア の ##			拠点病院	等の緩和ケアチーム	間の連携会議の開催	支援	
進	体緩在	2次医療圏における在宅を					
	制箱宅のケに	含めた緩和ケア提供体制の 整備	緩和ケアネットワ	フーク会議における圏	関域内の在宅緩和ケア	'提供体制の整備 	
	体制の推進ない。	県全体における在宅を含め	經和ケマ総合推済	生委員会における、 県	るなでの左空を会せ	た総合的な経知を記	万 推进
	一供る	た総合的な緩和ケアの推進	が友介ログ ノ がい口が上	三女貞云にのける、牙	主体での任七を含め	がこれに口りなる版化ファ	0万推進
	緩		県、保健所、医療	・ 療機関等による緩和ク	ア啓発のための講演	会等の実施	
	普及啓発の	緩和ケアを普及啓発するための課法会等の実施					
	発力発の	めの講演会等の実施	がんサポート ブックの作成	がんサポートブッ	クによる患者への緩	和ケア情報の提供	
			3 3 3 3 1 Fig.				/
		がん相談支援センターの認知度向上対策の強化及び相	がた担談支援力へ	ノターについて、患者	・	14n	
	がん	談支援体制の充実	万分の行政又接ビン	フターにJUIC、忠省	家族及0条氏、00%	JAI	/
	がん相談支援体制の充実						
	接	がん情報提供促進病院にお ける相談機能の向上	がん相談員研修の	D実施			
	制の						/
	充実	ピアサポートの充実	ピマサポーター(1	D養成及び活動体制の			
			L) 9/11—9—0.	7食以及○/百到仲削♡			/
	ħï						
	が ん 患	がん患者団体等についての 情報提供の充実	がんサロンや患者	香団体に関する情報提	農供の充実		
患者	支置						/
	支援の	患者・家族との意見交換会	が4男子・宏佐な	・ を対象とした意見交換			
族等	် စ်	の実施	万70忠省:家族农	1. 对象C U/C 总兄又为	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3	/
家族等への支援							
支 援	がん	事業所等への周知や働きかけ	職場関係者向け研	肝修会等での事業所等	「への周知・働きかけ	t .	
	患者						/
	の就	就労等の問題に関する相談	がんサポート	がんせポートブッ	」 クの配布、情報の更新	-	
	万を合	支援体制の整備	ブックの作成	100 M		1	/
	りた		就労に関する				
	社会	就労に関するニーズや課題 等の調査及び対策の実施	ニーズや課題等の調査実	対策実施			
	ん患者の就労を含めた社会的な問題		施・対策検討				
	問見		里 老 小你这站				
	၂၈၂	患者の経済的負担を軽減す	患者の経済的負担を軽減す	支援実施			
	対応	るための支援	るための支援策の検討	~JX_(J)E			/
					L		

分野	施策の	取り組むべき対策			年次計画		
刀玎	方向性	双り祖心 へご刈束	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
	がん登録	院内がん登録の実施医療機 関の促進	がん診療ネットワ	フーク協議会を通じた	こに に院内がん登録の実施 1	画の働きかけ	
がん	ん登録の推進	地域がん登録の精度向上	がん登録実務者向	ー 向け研修会の実施			
がん登録の推進・活用	7,		地域がん登録にこ	I Dいて、県民や医療関	 関係者等への広報を実	施	
· 活 用	がん登録の活用	地域がん登録の周知	がん登録データ和	川用方法を研究者へ同	 		
	用	がん登録データの分析体制 の構築及び活用	がん登録データの	D分析体制の構築	I	I	
	普及啓発の推進	がんに関する知識などの普 及啓発の推進	がんに関する普及	 	マンペーンの実施		
が	元の推進	幅広い関係者と連携した啓 発活動の実施	「がん検診啓発サ	 ポーター活動」や「 	がん検診啓発協力事	業所登録」の実施	
がんに関する普及啓発・		県及び市町村による情報提 供の充実	県ホームページに	こよる情報提供			
夏及啓発・ 情	がんに関	ホームページ以外のメディ ア等による情報提供	その他メディアは	こよる情報提供			
情報提供の推進	んに関する情報提供の促進	医療機関からの情報提供の促進	医療機関からの愉	青報提供の促進			
進	供の促進	患者が必要とする情報の提 供	がんサポート ブックの作成	がんサポートブッ	クの配布、情報の更新	Т	
		患者・家族の学習環境の整 備	患者・家族の学習	習環境の整備			
	子ども	生活習慣の正しい知識と適 切な自己管理能力の習得	教員へのがん教育	うの周知と理解を深め) かるための研修会等の	開催	
がん	教育る	生活習慣の正しい知識と適切な自己管理能力の習得 教員へのがん教育の周知と理能力がある。		→効果的な教材利用等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 等、関係機関と連携・ ・	協力したがん教育の)実施
んに関する教育		大学におけるがん専門医等	島根大学医学部に 者の育成	こおける「がんプロフ	 フェッショナル養成フ	! プラン」によるがん専	門医等医療従事
P・研究の推進	育成・研究の推進がん医療従事者等の	医療従事者の育成		一」(H25.7 島根大 ア等のがん専門医等図	 学医学部附属病院に 医療従事者の育成 	開設予定)における	化学療法、放射
進	元の推進 を を を を を を を の を を の を の の の の の の の	医療従事者やがん患者等に 対する研修指導者の育成	医療従事者やがん	 ∪患者等に対する研修	† 多指導者の育成 		
		がんの臨床研究等の推進	臨床研究に取り組	L 目む医療機関及び研究	T 記者に対する支援策の) 検討	

資料編

●島根県がん対策推進協議会設置要綱 9
●島根県がん対策推進協議会委員名簿 9/
●がん対策基本法 · · · · · 9
●島根県がん対策推進条例······10
●市町村がん対策担当課 一覧100
●保健所 一覧 10.
●がん診療連携拠点病院等 一覧10.
●がん相談支援センター 一覧 ······10
●がんサロン・がん患者団体 一 覧······10
●本計画書に関する問合せ先10km

島根県がん対策推進協議会設置要綱

(目的)

第一条 島根県が行うがん対策基本法(平成 18 年法律第 98 号)第 11 条第 1 項に規定する「都 道府県がん対策推進計画」の策定及び進行管理に関する事項等を検討するため、島根県がん 対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第二条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員の任期)

- 第三条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、最初に任命された委員の任期については、任命された日の属する年の翌々年の3月31日までとする。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 協議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときには、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門部会)

第五条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門部会を設置すること ができる。

(議事)

第六条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところ による。

(庶務)

第七条 協議会の庶務は、島根県健康福祉部健康推進課において処理する。

(雑則)

第八条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他協議会の運営に関し必要な事項は、 会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 19 年 11 月 14 日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

島根県がん対策推進協議会委員名簿

平成25年3月現在

氏 名	所属・役職	備考
安部睦美	松江市立病院診療部長(緩和ケア科長)	
岩 成 治	島根県立中央病院医療局次長	
猪俣泰典	島根大学医学部教授(附属病院放射線治療科診療科長)	
内 谷 克 彦	くつろぎサロン(お世話人)	
口 羽 淳 子	美郷町健康推進課健康推進係主任(保健師)	
栗栖泰郎	浜田医療センター診療部長	
栗原由美子	島根県看護協会推薦	
小 泉 志乃婦	あけぼの会島根支部長	
齊藤洋司	島根大学医学部教授(附属病院緩和ケアセンター長)	
鈴 宮 淳 司	島根大学医学部教授(附属病院腫瘍センター長)	会長
直良浩司	島根県病院薬剤師会会長(島根大学医学部教授)	
平 野 文 子	島根県立大学出雲キャンパス看護学部教授	
福富洋一	骨髓移植推進財団地区普及広報委員	
槇 野 俊 徳	山陰中央新報社編集局長	
松本祐二	松本医院院長(島根県医師会推薦)	
三宅雅子	がんサロンおおだ(お世話人)	
宮 本 美保子	島根県食生活改善推進協議会会長	
湯原紀二	島根県生活習慣病検診管理指導協議会会長	
吉川和明	島根県環境保健公社総合健診センター所長	

(50 音順、敬称略)

がん対策基本法

平成 18 年法律第 98 号 平成 18 年 6 月 23 日公布

目 次

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 がん対策推進基本計画等(第9条一第11条)

第3章 基本的施策

第1節 がんの予防及び早期発見の推進(第12条・第13条)

第2節 がん医療の均てん化の促進等(第14条一第17条)

第3節 研究の推進等(第18条)

第4章 がん対策推進協議会(第19条・第20条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。
- 二 がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る 医療(以下「がん医療」という。)を受けることができるようにすること。
- 三 がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、がん対策 を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、がん対策に関し、国との連携を図りつつ、 自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(医療保険者の責務)

第5条 医療保険者(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第7項に規定する医療保険者をいう。)は、国及び地方公共団体が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第6条 国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する 正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、必要に応じ、がん 検診を受けるよう努めなければならない。

(医師等の責務)

第7条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第8条 政府は、がん対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を 講じなければならない。

第2章がん対策推進基本計画等

(がん対策推進基本計画)

- 第9条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する 基本的な計画(以下「がん対策推進基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 がん対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

- 3 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の 長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聴くものとする。
- 5 政府は、がん対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、適時に、第2項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 7 政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及びがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めると きには、これを変更しなければならない。
- 8 第3項から第5項までの規定は、がん対策推進基本計画の変更について準用する。

(関係行政機関への要請)

第10条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、がん対策推進基本計画の策定のための資料の提出又はがん対策推進基本計画において定められた施策であって当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。

(都道府県がん対策推進計画)

- 第 11 条 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画(以下「都道府県がん対策推進計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 都道府県がん対策推進計画は、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項に 規定する医療計画、健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第1項に規定する都道 府県健康増進計画、介護保険法第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画 その他の法令の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調 和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、都道府県がん対策推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 5 第3項の規定は、都道府県がん対策推進計画の変更について準用する。

第3章 基本的施策

第1節 がんの予防及び早期発見の推進

(がんの予防の推進)

第12条 国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康 に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を 講ずるものとする。

(がん検診の質の向上等)

第13条 国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、 がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他 のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向 上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第2節 がん医療の均てん化の促進等

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成)

第 14 条 国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(医療機関の整備等)

- 第 15 条 国及び地方公共団体は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、がん患者に対し適切ながん医療が提供されるよう、国立がんセンター、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者の療養生活の質の維持向上)

第16条 国及び地方公共団体は、がん患者の状況に応じて疼(とう)痛等の緩和を目的とする 医療が早期から適切に行われるようにすること、居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連携協力体制を確保すること、医療従事者に対するがん患者の療養生活の質の 維持向上に関する研修の機会を確保することその他のがん患者の療養生活の質の維持向上の ために必要な施策を講ずるものとする。

(がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等)

- 第17条 国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、がん患者及びその家族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、がん患者のがんの罹(り)患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

第3節 研究の推進等

- 第 18 条 国及び地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品及び医療機器の早期の薬事法(昭和35年法律第145号)の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びにがん医療に係る標準的な治療方法の開発に係る臨床研究が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

第4章がん対策推進協議会

第19条 厚生労働省に、がん対策推進基本計画に関し、第9条第4項(同条第8項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、がん対策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第20条 協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 協議会の委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 協議会の委員は、非常勤とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

島根県がん対策推進条例

平成 18 年 9 月 29 日 島根県条例 第 48 号

(目的)

第1条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが県民 の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、質の高いがん医療(科学的な知見に基づく適切ながんに係る医療をいう。以下同じ。)の実現並びにがんの予防及び 早期発見の推進を図るため、がん対策を総合的に推進することを目的とする。

(がん医療の水準の向上)

第2条 県は、がん診療連携拠点病院(厚生労働省が定める指針に基づき厚生労働大臣が指定する病院をいう。以下同じ。)その他の医療機関等の間における連携協力体制を整備すること、医療機関におけるがん医療を提供する体制の強化を支援すること、医療機関に対してがん医療に関する情報を提供することその他の県内におけるがん医療の水準の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(県民に対するがん医療に関する情報の提供)

第3条 県は、県民に対して県内のがん診療連携拠点病院のがん医療に関する機能その他の がん医療に関する情報の提供を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(がんの予防及び早期発見の推進)

- 第4条 県は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、県民のがん検診の受診率の向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(緩和ケアの推進)

第5条 県は、地域における緩和ケア(疾病による身体的な苦痛並びに精神的及び社会的な不安の軽減を主たる目的とする医療、看護その他の行為をいう。以下この条において同じ。) に関する関係機関及び関係団体の間における連携協力体制の整備の支援その他のがん患者に対する緩和ケアを推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(患者会等の活動の支援)

第6条 県は、がん患者、その家族等により構成される県内の民間団体(第8条において「患者会等」という。)が行うがん患者の療養生活及びその家族の生活に対する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解及び関心を深めるための施策)

第7条 県は、県民のがん対策に関する理解及び関心を深めるため、広報活動その他の必要 な施策を講ずるものとする。

(国等との連携)

第8条 県は、国、市町村、医療関係団体、医療機関、患者会等その他の関係機関及び関係 団体との連携を図りつつ、がん対策を推進するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市町村がん対策担当課 一覧

	市町村名		担当課	電話番号(代表)
松	江	市	健康推進課	0852-55-5555
浜	田	市	地域医療対策課	0855-22-2612
出	雲	市	健康増進課	0853-21-2211
益	田	市	健康増進課	0856-31-0100
大	田	市	健康保険年金課	0854-82-1600
安	来	市	いきいき健康課	0854-23-3000
江	津	市	健康医療対策課	0855-52-2501
雲	南	市	健康推進課	0854-40-1000
奥	出雲	町	健康福祉課 健康づくり推進室	0854-54-1221
飯	南	町	地域包括医療推進室	0854-76-2211
Ш	本	町	健康福祉課	0855-72-0631
美	郷	町	保健衛生課	0855-75-1211
邑	南	町	保健課	0855-95-1111
津	和野	町	健康保険課	0856-74-0021
吉	賀	町	保健福祉課	0856-77-1111
海	±	町	健康福祉課	08514-2-0111
西	ノ島	町	健康福祉課	08514-6-0101
知	夫	村	村民福祉課	08514-8-2211
隠	岐の島	町	保健課	08512-2-2111

保健所 一覧

	₫.	町村	名		住 所	電話番号(代表)
松	江	保	健	所	松江市大輪町 420	0852-23-1313
雲	南	保	健	所	雲南市木次町里方 531-1	0854-42-9623
出	雲	保	健	所	出雲市塩冶町 223-1	0853-21-1190
県	央	保	健	所	大田市長久町長久八 7-1	0854-84-9800
浜	田	保	健	所	浜田市片庭町 254	0855-29-5537
益	田	保	健	所	益田市昭和町 13-1	0856-31-9535
隠	岐	保	健	所	隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24	08512-2-9701
隠 (島i	岐 前保健	保	健 グルー	所 -プ)	隠岐郡西ノ島町大字別府字飯田 56-17	08514-7-8121

がん診療連携拠点病院等 一覧

病院名	備考
都道府県がん診療連携拠点病院	
国立大学法人島根大学医学部附属病院	
地域がん診療連携拠点病院	
松江市立病院	
松江赤十字病院	
島根県立中央病院	
独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	
島根県がん診療連携推進病院	
益田赤十字病院	準じる病院
島根県がん情報提供促進病院	
独立行政法人国立病院機構松江医療センター	準じる病院
総合病院松江生協病院	
松江記念病院	
安来市立病院	
医療社団法人日立記念病院	
社会医療法人昌林会安来第一病院	
雲南市立病院	
平成記念病院	
町立奥出雲病院	
飯南町立飯南病院	
出雲市立総合医療センター	
出雲医療生活協同組合出雲市民病院	
医療法人沖縄特洲会出雲徳洲会病院	
大田市立病院	
公立邑智病院	
加藤病院	
社会福祉法人恩賜財団島根県済生会江津総合病院	
公益社団法人益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院	準じる病院
津和野共存病院	
六日市病院	
隠岐広域連合立隠岐病院	
隠岐広域連合立隠岐島前病院	

がん相談支援センター 一覧

医療機関名	連絡先	相談時間	窓口
国 立 大 学 法 人 島根大学医学部附属病院	0853-20-2518	平日(月~金) 9:30~17:00	医療相談支援室
松江市立病院	0852-60-8083	平日(月~金) 9:00~17:00	地域医療課
松江赤十字病院	0852-32-6901	平日(月~金) 8:20~16:50	医療社会事業部
島根県立中央病院	0853-30-6500	平日(月~金) 9:00~16:00	地域医療連携室
独立行政法人国立病院機構 浜 田 医 療 セ ン タ ー	0855-28-7096	平日(月~金) 9:00~17:00	地域医療連携室
益田赤十字病院	0856-22-1480 (内線 167)	平日(月~金) 9:00~16:00	医療社会事業部

がんサロン・がん患者団体 一覧

【がんサロン】

No.	名 称	開設場所	住 所
1	益田がんケアサロン	益田市総合福祉センター内	益田市須子町 3-1
2	くつろぎサロン	松江赤十字病院内 松江赤十字病院内	松江市母衣町 200
3	がん情報サロン ちょっと寄って見ません家	出雲市内	出雲市小山町 237-12
4	ほっとサロン	島根大学医学部附属病院内	出雲市塩冶町 89-1
5	ハートフルサロン松江	松江市立病院内	松江市乃白町 32-1
6	ほっとサロン益田	益田赤十字病院内 一益田赤十字病院内	益田市乙吉町イ 103-1
7	なごやかサロン	県立中央病院内	出雲市姫原町 4 丁目 1-1
8	おおなん元気サロン	健康センター「元気館」及び石見保健センター	邑智郡邑南町三日市 32 (邑南町瑞穂支所内)
9	ほっとサロン浜田	浜田医療センター内	浜田市浅井町 777-12
10	ふれあいサロン	松江生協病院内	松江市西津田 8 丁目 8-8
11	がんサロンおおだ	大田市民センター内	大田市大田町大田イ 128
12	肺がんサロン「つどい」	松江医療センター内	松江市上乃木 6 丁目 8-31
13	サロン隠岐たんぽぽ	隠岐病院内	隠岐の島町城北町 355
14	あじさいの会	済生会江津総合病院内	江津市江津町 1551
15	ケアサロン津和野	津和野町民センター内	鹿足郡津和野町後田口 66-2

No.	名 称	開設場所	住 所
16	ひまわりの会	サンレディー大田	大田市大田町大田口 1329-9
17	ほっとサロンふらた	出雲市立総合医療センター内	出雲市灘分町 613
18	雲南サロン陽だまり	雲南市内(雲南保健所内)	雲南市木次町里方 531-1
19	悠サロン あーす	益田市内	益田市駅前町 9-29
20	吉賀町「ゆめサロン」	吉賀町保健センター内	鹿足郡吉賀町六日市 582-1
21	電話サロン	松江生協病院内	松江市西津田 8 丁目 8-8
22	西ノ島町乳がんサロン すまいる	西ノ島町内 (島前集合庁舎隠岐保健所内)	隠岐郡西ノ島町大字別府字飯田 56-17(島前集合庁舎 2 階)
23	伊野こみこみサロン	伊野コミュニティーセンター	出雲市野郷町 492 - 5
24	奥出雲サロン「暖々」	奥出雲健康センター内 (町立奥出雲病院併設)	仁多郡奥出雲町三成 1622-1
25	サロンさくら	安来市立病院内	安来市広瀬町広瀬 1931
26	飯南病院 患者サロン	飯南町立飯南病院内	飯石郡飯南町頓原 2060
27	がん情報サロン	松江市内	松江市西川津町 748-6
28	雲南市立病院 院内サロン ふれ愛	雲南市立病院内	雲南市大東町飯田 96-1

【がん患者団体】

No.	名 称
29	あけぼの会島根支部(乳がん)
30	日本オストミー協会島根県支部

本計画書に関する問合せ先

〒 690-8501

島根県松江市殿町1番地

島根県 健康福祉部 健康推進課 がん対策推進室

TEL: 0852-22-5060 · 6701 FAX: 0852-22-6328

